
羽村市

第2期子ども・子育て支援事業計画

令和2年度～令和6年度

(素 案)

令和●年●月

羽 村 市

はじめに

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景とポイント	3
2 子ども・子育て支援新制度	4
(1) 子ども・子育て支援新制度とは	4
(2) 子ども・子育て支援新制度の主なポイント	4
(3) 子ども・子育て支援新制度における給付・事業の全体像	6
(4) 基本指針	7
3 計画の位置づけ	8
4 計画の対象	9
5 計画の期間	9
6 教育・保育提供区域	10
7 計画の策定方法	10
(1) 羽村市子ども・子育て会議による審議	10
(2) 羽村市子ども・子育て支援事業計画検討委員会による検討	10
(3) アンケート調査の実施	11
(4) 意見公募手続の実施	11
第2章 羽村市の子ども・子育て支援の状況	13
1 羽村市の子どもと子育て家庭を取り巻く状況	15
(1) 人口の推移	15
(2) 年齢3区分別人口割合の推移	15
(3) 子どもの人口の推移と将来推計	16
(4) 出生数の推移	20
(5) 合計特殊出生率の推移	20
(6) 相対的貧困率（全国）	21
2 アンケート調査結果の概要	22
(1) 調査概要	22
(2) 就学前児童調査	22
(3) 就学児童調査	24
(4) 調査結果から見受けられる子ども・子育て支援の課題	26
第3章 計画の理念と目標	29
1 基本理念	31
2 基本目標	32

第4章 施策の体系と具体的な展開	33
1 施策の体系	35
2 施策の具体的な展開	36
【基本目標1】 妊娠・出産期からの切れ目のない支援	36
(1) 妊娠・出産に関する支援の充実	39
(2) 子どもや母親のための保健事業の充実	41
(3) 子どもの健康の確保・増進	43
(4) 医療体制の確保・充実	45
(5) 子育ての経済的負担の軽減	46
【基本目標2】 地域における子育て支援の充実	49
(1) 子育て家庭を地域で支える仕組みの充実	51
(2) 子育て支援のネットワークの活用	54
【基本目標3】 就学前の子どもの教育・保育の充実	55
(1) 就学前の子どもの教育・保育の提供体制の確保と充実	57
(2) 多様なニーズに対応した保育サービスの実施	59
(3) 乳幼児期から小学校就学期への移行支援	62
【基本目標4】 就学期からの子どもの成長段階に応じた支援の充実	63
(1) 子育て力の向上	65
(2) 子どもたちの生きる力の育成	67
(3) 放課後の居場所づくり	68
(4) 子どもの健全育成	69
【基本目標5】 配慮が必要な子ども・若者と子育て家庭への支援の充実	71
(1) 子どもの権利の尊重	74
(2) ひとり親家庭の自立支援の推進	76
(3) 子どもの発達支援体制の充実	78
(4) 障害のある子どもへの支援の充実	80
(5) 社会的自立に困難を有する子ども・若者やその家族への支援の充実	83
【基本目標6】 仕事と生活の調和のための環境整備	84
(1) 仕事と子育ての両立支援	86
(2) 安心して外出できる環境の整備	87
第5章 量の見込みと確保方策	89
1 子どものための教育・保育	91
2 地域子ども・子育て支援事業	93
第6章 計画の推進	97
1 計画の推進	99
(1) 関係機関等との連携	99
(2) 計画事業の実施状況の点検及び評価	100
(3) 量の見込みと確保方策の見直し	100

資料編	101
1 第1期計画の教育・保育事業の量の実績と確保の実績	103



計画策定にあたって

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景とポイント

我が国では、急速な少子化の進行等に伴い顕在化した家庭や地域の子育て力の低下に対応して、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援するため、平成15年7月に次世代育成支援対策推進法が制定され、地方公共団体及び企業における計画的な取組みが促進されてきました。本市においても、平成17年3月に羽村市次世代育成支援行動計画を、平成22年3月に後期行動計画を策定し、安心して子どもを産み育てることができるまちづくり、子どもたちが健やかに成長していけるまちづくりを目指し、各種施策を推進してきました。

しかし、その間も我が国の少子化は進行し、子育ての負担や不安、孤立感を感じる家庭が増加していること、都市部を中心に待機児童問題が深刻化していること、仕事と子育てを両立できる環境整備が必ずしも十分でないことなどから、国や地域を挙げて子どもや家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められてきました。

これを受け、国では、平成24年8月に子ども・子育て関連3法を制定し、平成27年4月には、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させ、子育てしやすい社会を実現するための新たな制度である子ども・子育て支援新制度をスタートさせました。また、3法の一つである子ども・子育て支援法では、国が定める子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本指針に即して、地方公共団体において計画を策定することが義務付けられました。

このような中、本市では、平成27年3月に、羽村市次世代育成支援行動計画の取組状況等を踏まえた上で、「子どものための教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」を円滑に実施し、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して、羽村市子ども・子育て支援事業計画（以下、「第1期計画」という。）を策定しました。

第2期羽村市子ども・子育て支援事業計画では、「子どものための教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保方策について、第1期計画期間中の実績や、幼児教育・保育の無償化等の社会情勢の変化を踏まえ適切に定めるとともに、計画事業について、第1期計画で掲げた事業の点検・評価、平成30年度に実施したアンケート調査の結果等を踏まえ見直しを行っています。

なお、本計画の策定にあたっては、国が市町村に策定の努力義務を課している子ども・若者計画、子どもの貧困対策計画の内容を包含するものとします。

2 子ども・子育て支援新制度

(1) 子ども・子育て支援新制度とは

子ども・子育て支援新制度とは、平成24年8月に成立したいわゆる子ども・子育て関連3法に基づく制度のことで、以下のことを目的として、平成27年4月から施行されています。

【子ども・子育て支援新制度の目的】

- 質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供
- 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
 - ・待機児童の解消
 - ・地域の保育を支援
 - ・教育・保育の質的改善
- 地域の子ども・子育て支援の充実

(2) 子ども・子育て支援新制度の主なポイント

①「施設型給付」及び「地域型保育給付」の創設

新制度施行以前は、幼稚園、保育所に対する財政措置は、学校教育の体系、福祉の体系として別々になされていました。新制度では幼稚園、保育園、認定こども園を通じた共通の給付である「施設型給付」が創設され、財政措置が一本化されました。

また、新たに「地域型保育給付」が創設され、「小規模保育」、「家庭的保育」、「居宅訪問型保育」、「事業所内保育」の4つの事業について財政支援の対象とすることとされました。

②認定こども園制度の改善

幼児期の学校教育・保育を一体的に行う、幼稚園と保育園の両方の機能を併せ持った施設として平成18年10月に創設された認定こども園は、学校教育法に基づく幼稚園と児童福祉法に基づく保育園という2つの制度を前提にしていたことにより、認可や指導監督、財政支援等に関する二重行政の煩雑さなどが課題として指摘されていました。

平成27年度の法改正では、認定こども園の種類の1つである「幼保連携型認定こども園」を、学校及び児童福祉施設の両方の法的位置付けをもつ単一の認可施設とし、認可や指導監督等が一本化され、また、財政措置についても、「幼保連携型」以外の「幼稚園型」、「保育所型」、「地方裁量型」を含む4類型全てが「施設型給付」として一本化されました。

③地域の子ども・子育て支援の充実

保育が必要な子どものいる家庭だけでなく、全ての子育て家庭を対象にニーズに応じた多様な支援を充実させるため、地域の実情に応じて実施する13事業を「地域子ども・子育て支援事業」として法律上に位置付け、財政支援を強化して、その拡充を図ることとされました。

④仕事・子育て両立支援事業の創設（平成28年度）

企業等からの事業拠出金を財源として、従業員の離職防止、就労継続、女性活躍等のために、従業員が働きながら子育てしやすい環境の整備を推進する企業等に対して支援を行う制度が創設されました。具体的には、従業員のための保育施設の設置・運営の費用助成が行われる企業主導型保育事業、残業や夜勤等でベビーシッターを利用した際に費用の補助を行う企業主導型ベビーシッター利用者支援事業があります。

(3) 子ども・子育て支援新制度における給付・事業の全体像

子ども・子育て支援給付

■施設型給付

認定こども園、幼稚園、保育所を通じた
共通の給付

※私立保育所については、現行通り、市
町村が保育所に委託費を払い、利用者
負担の聴衆も市町村が行う。

■地域型保育給付

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保
育、事業所内保育

※施設型給付・地域型保育給付は、
早朝・夜間・休日保育にも対応

■児童手当

仕事・子育て両立支援事業

- ・企業主導型保育事業
- ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

地域子ども・子育て支援事業

- ①利用者支援事業
- ②一時預かり事業
- ③地域子育て支援拠点事業
- ④妊婦健康診査
- ⑤乳児家庭全戸訪問事業
- ⑥養育支援訪問事業等
- ⑦子育て短期支援事業
- ⑧ファミリー・サポート・センター事業
- ⑨延長保育事業
- ⑩病児・病後児保育事業
- ⑪放課後児童クラブ
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な主体が本制度に参入すること
を促進するための事業

(4) 基本指針

令和元年度、国は基本指針の改正の検討を行っており、第1期の際の項目に加え、以下のように項目を追加することを検討しています。

羽村市でも、この基本指針に即して、第2期羽村市子ども・子育て支援事業計画を策定します。

■国の基本指針の項目

第一 子ども・子育て支援の意義に関する事項

- 1 子どもの育ち及び子育てをめぐる環境
- 2 子どもの育ちに関する理念
- 3 子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義
- 4 社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割

第二 教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項

- 1 教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的考え方
- 2 子ども・子育て支援に当たっての関係者の連携及び協働

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

- 1 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項
- 2 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項
- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項
- 4 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する基本的記載事項
- 5 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する任意記載事項
- 6 その他

第四 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項

第五 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

第六 その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

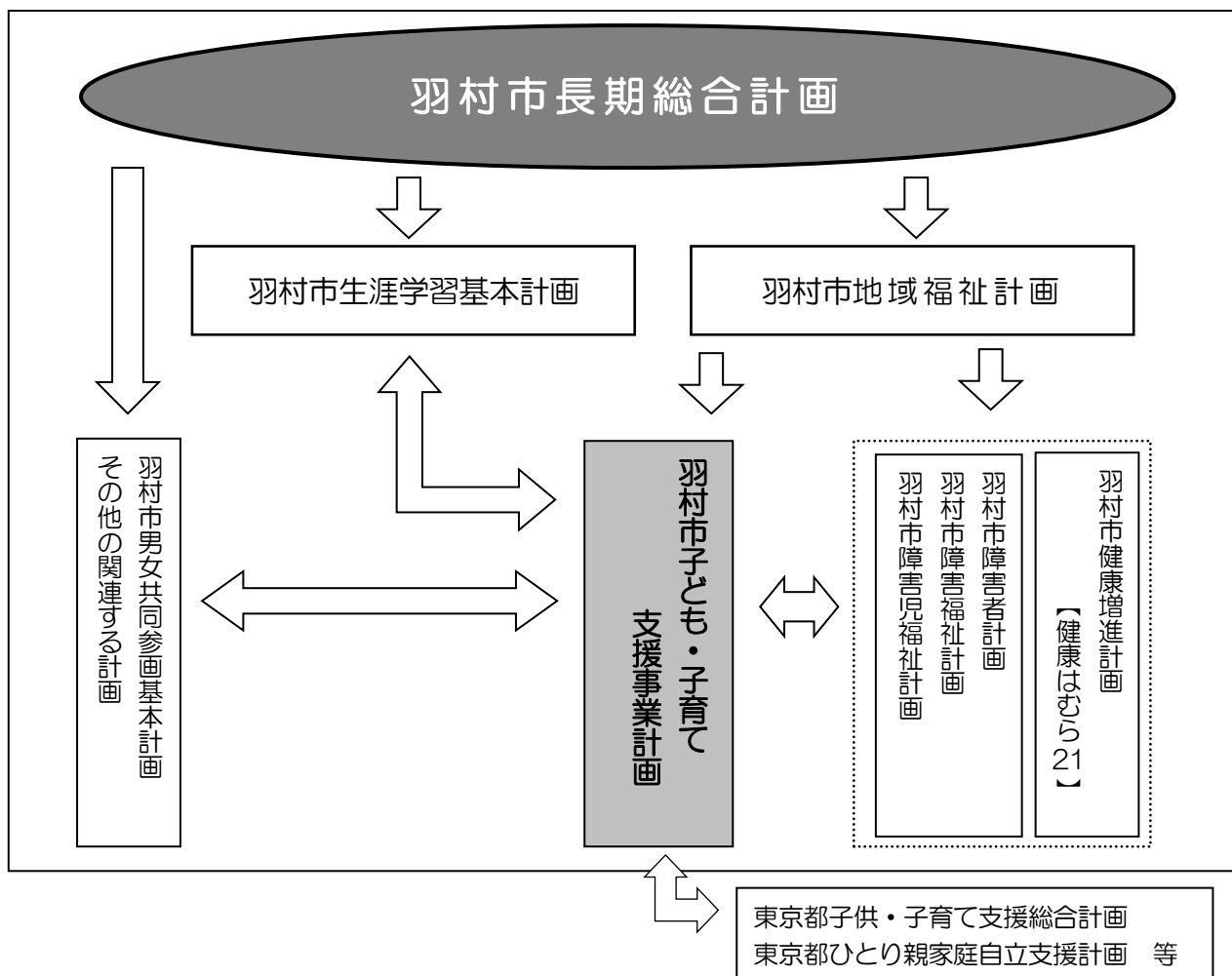
基本指針改正（案）

- 「新・放課後子ども総合プラン」の策定に伴う追記
- 児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しに伴う追記
- その他制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるための追記・改正
- 幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正に伴う追記

3 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定し、教育・保育提供区域における各年度の就学前の子どもの教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期等を定めるものです。
- (2) 本計画は、第 1 期計画と同様に、次世代育成支援対策推進法の規定に基づく羽村市次世代育成支援行動計画の後継計画として策定するものです。
- (3) 本計画は、子ども・若者育成支援推進法に基づき市町村に策定の努力義務が課せられている子ども・若者計画、及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき市町村に努力義務が課せられている子どもの貧困対策計画の内容を包含するものとします。
- (4) 本計画は、市の総合的なまちづくりの指針である「第五次羽村市長期総合計画」との整合性を図るとともに、「羽村市地域福祉計画」、「羽村市生涯学習基本計画」などの子ども・子育てに関係する各種個別計画との調和を保つものです。
- (5) 本計画は、東京都が策定する「東京都子供・子育て支援総合計画」、「東京都ひとり親家庭自立支援計画」などの関連計画との整合を図り、連携を確保するものです。

■関連計画等との関係図



4 計画の対象

本計画の対象は、子どもが生まれる前から、おおむね 18 歳未満のすべての子どもと、その家庭とします。

ただし、課題を抱える若者の支援などは、柔軟に対応します。

5 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

■本計画及び関連計画の期間

(年度)

平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	令和元 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)
第五次羽村市長期総合計画 (2012～2021年度)							第六次羽村市長期総合計画		
羽村市生涯学習基本計画 (2012～2021年度)							第二次羽村市生涯学習基本計画		
第四次羽村市地域福祉計画 (2013～2017年度)			第五次羽村市地域福祉計画 (2018～2023年度)					第六次羽村市 地域福祉計画	
第1期羽村市子ども・子育て支援事業計画 (2015～2019年度)					第2期羽村市子ども・子育て支援事業計画 (2020～2024年度)				
羽村市障害者計画及び 第4期羽村市障害福祉計画 (2015～2017年度)			羽村市障害者計画、 第5期羽村市障害福祉計画及び 第1期羽村市障害児福祉計画 (2018～2020年度)			羽村市障害者計画、 第6期羽村市障害福祉計画及び 第2期羽村市障害児福祉計画 (2021～2023年度)			羽村市障害者 計画、第7期 羽村市障害福 祉計画及び第 3期羽村市障 害児福祉計画
羽村市健康増進計画【健康はむら21(第二次)】 (2015～2024年度)									

6 教育・保育提供区域

羽村市の教育・保育提供区域は、市内全域を1つの区域として設定します。

子ども・子育て支援新制度では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があります。

この教育・保育提供区域ごとに、小学校就学前の子どもの認定区分に応じた各年度の教育・保育施設、地域型保育事業所及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を算定し、「確保の内容」やその「実施時期」を定め、必要な教育・保育施設、地域型保育事業所及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に整備、実施していくこととなります。

羽村市の人口は、東京都の市部では一番少なく、広さは東西に4.23km、南北に3.27km、面積は9.90km²と三番目に小さい状況にあります。人口・面積ともに小規模な自治体であり、平坦な地形で、移動に困難を伴うほど市内を分断する地理的要因もないこと、また既存施設の整備状況などから、教育・保育提供区域は、市内全域を一つの区域として設定しました。

7 計画の策定方法

(1) 羽村市子ども・子育て会議による審議

本計画の策定にあたり、子どもや子育て支援に係る当事者等の意見を聴くため、知識経験者、教育・保育施設の代表者、子どもの保護者、公共的団体の代表者、事業所の代表者、公募市民からなる「羽村市子ども・子育て会議」において、審議を重ねてきました。

(2) 羽村市子ども・子育て支援事業計画検討委員会による検討

羽村市子ども・子育て支援事業計画の策定に関し必要な事項について調査及び検討を行う庁内組織として、子ども・子育て支援に関連する部署の職員で構成された「羽村市子ども・子育て支援事業計画検討委員会」において、検討を行いました。

(3) アンケート調査の実施

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況や潜在的な利用希望を含めた利用ニーズ等を把握し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出するため、平成30年10～11月に「羽村市子ども・子育て支援事業計画に関する調査」を実施しました。国から示された調査票案を基に羽村市独自項目を追加し、羽村市子ども・子育て会議の意見を聴き、調査票を作成しました。

調査結果については、量の見込みを設定する際などの参考にするとともに、本計画策定における基礎資料として活用しました。

アンケート調査の概要については、第2章に掲載しているので参照してください。

(4) 意見公募手続の実施

本計画の素案を令和●年●月に市公式サイト等で公表し、計画に対する市民の意見を求め、市の計画として策定しました。



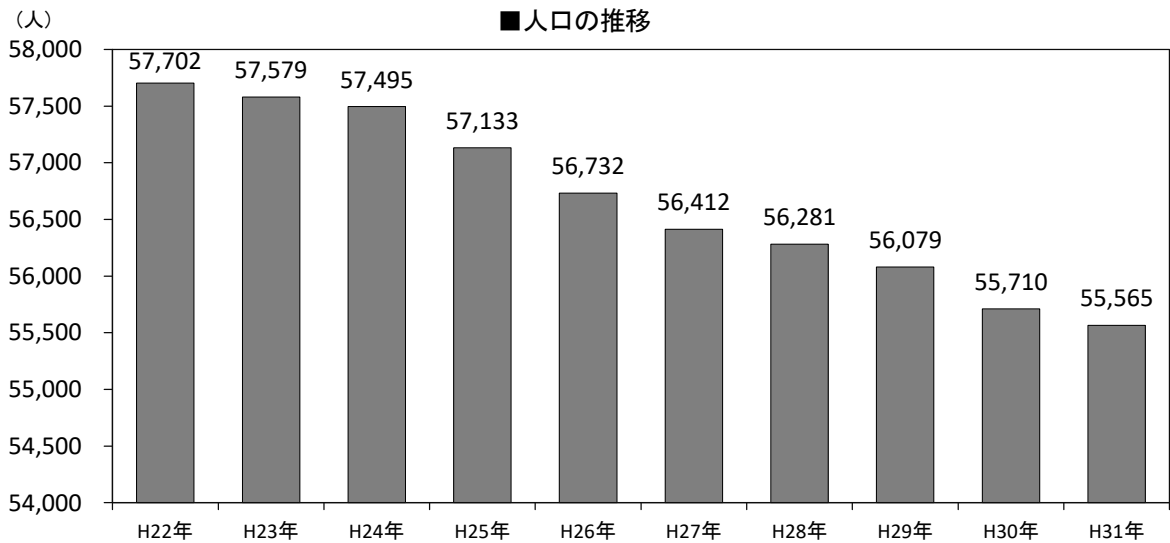
羽村市の子ども・子育て支援の状況

第2章 羽村市の子ども・子育て支援の状況

1 羽村市の子どもと子育て家庭を取り巻く状況

(1) 人口の推移

総人口は平成22年の57,702人をピークに減少傾向にあり、平成31年4月1日現在で55,565人となっています。

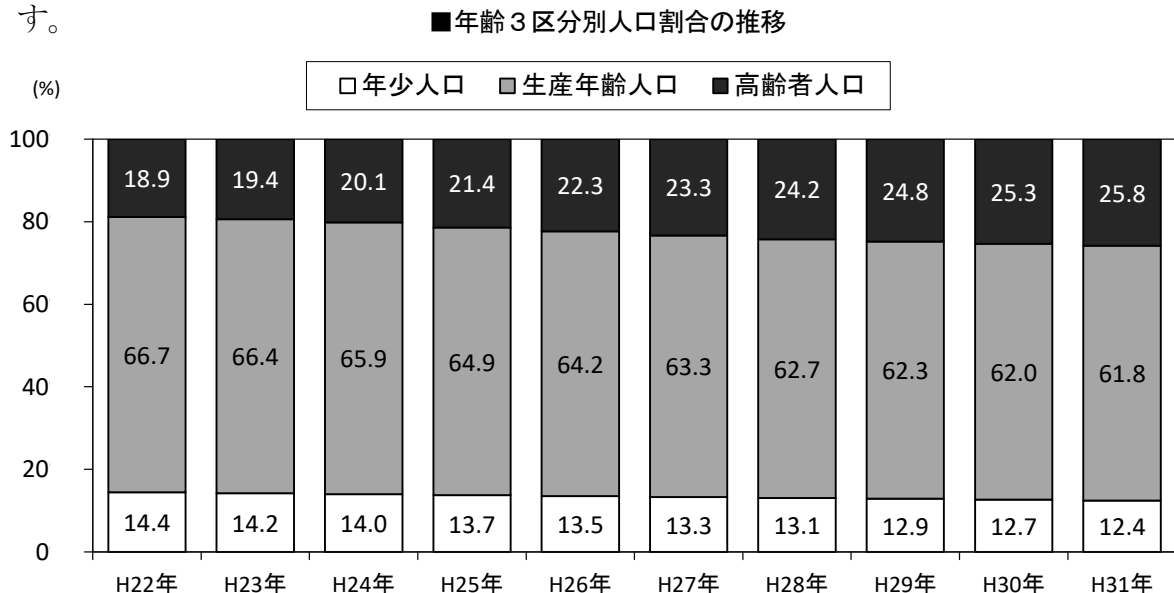


資料：羽村市人口統計表（各年4月1日現在）

(2) 年齢3区分別人口割合の推移

平成31年の年齢3区分別人口割合は、年少人口（14歳以下）割合12.4%、生産年齢人口（15～64歳）割合61.8%、高齢者人口（65歳以上）割合25.8%となっています。

平成22年からの推移をみると、年少人口割合及び生産年齢人口割合ともに毎年減少傾向が続いている一方、高齢者人口割合は増加しており少子高齢化が進行しています。

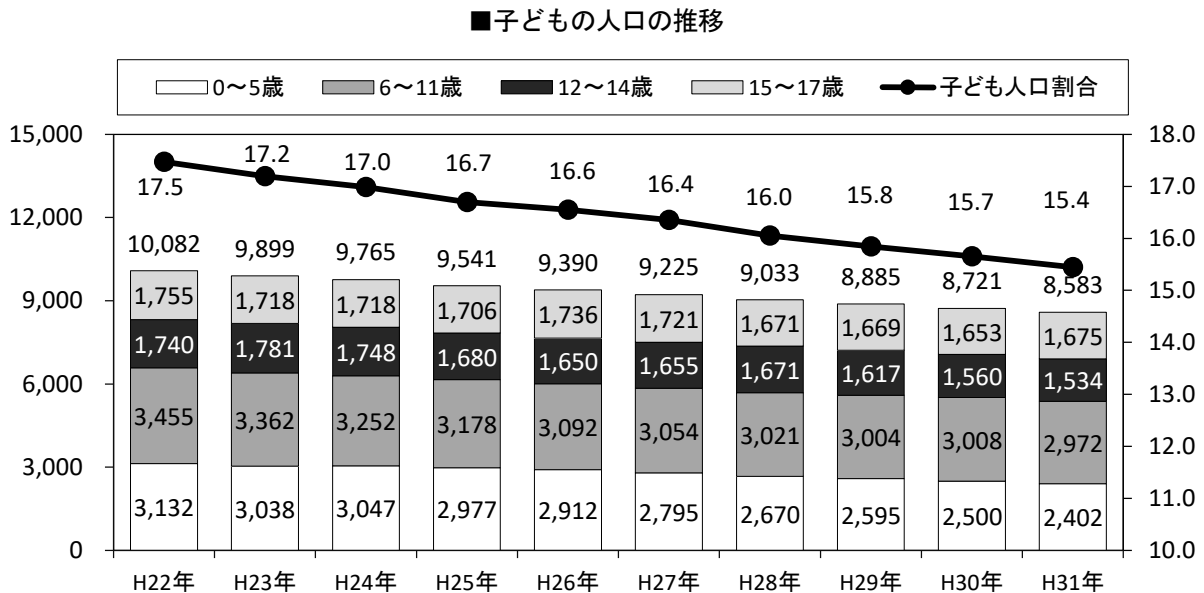


資料：羽村市人口統計表（各年4月1日現在）

(3) 子どもの人口の推移と将来推計

①子どもの人口の推移

18歳未満の子ども人口の推移をみると、どの年齢層とも減少傾向にあり、総人口に占める子ども人口割合も年々減少傾向にあります。



資料：羽村市人口統計表（各年4月1日現在）

■未就学児童の推移

(単位：人)

区分	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	527	467	486	434	449	396	393	391	355	341
1歳	545	540	475	497	440	460	410	414	412	368
2歳	524	533	546	482	477	441	444	422	414	413
3歳	495	501	540	538	488	488	451	442	429	418
4歳	515	493	504	526	535	492	478	444	443	418
5歳	526	504	496	500	523	518	494	482	447	444
合計	3,132	3,038	3,047	2,977	2,912	2,795	2,670	2,595	2,500	2,402

資料：羽村市人口統計表（各年4月1日現在）

■子ども・若者（6歳～39歳）の人口の推移

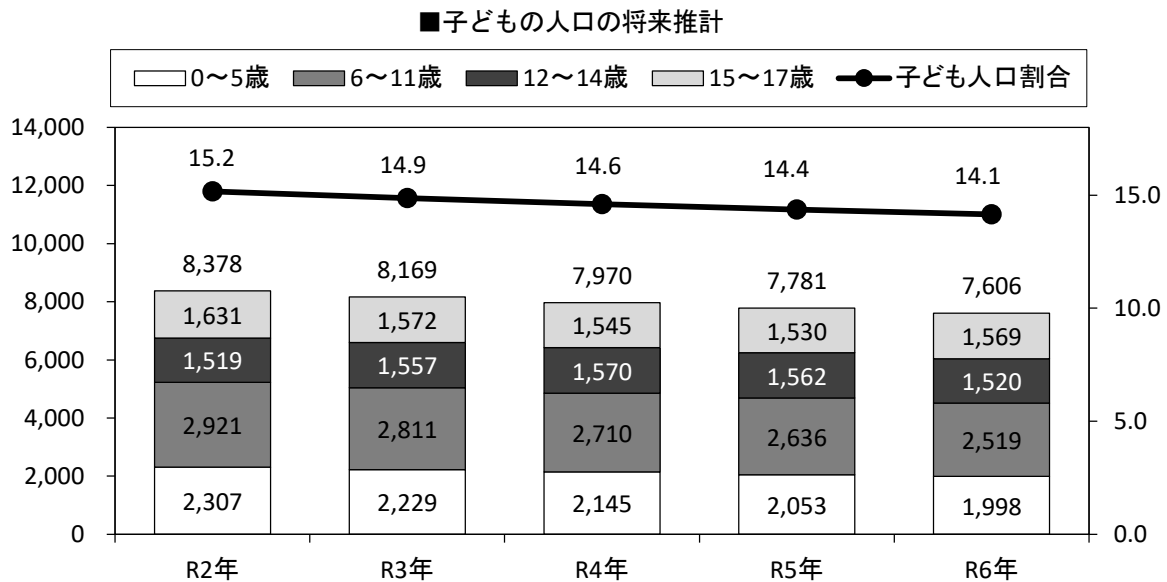
(単位：人)

区分	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年
6歳	574	521	505	493	485	525	513	494	486	450
7歳	580	567	518	492	494	486	527	509	487	485
8歳	572	579	556	514	489	500	483	524	513	487
9歳	552	572	566	549	509	493	500	488	528	518
10歳	573	551	568	564	549	505	490	502	495	533
11歳	604	572	539	566	566	545	508	487	499	499
12歳	593	603	564	535	558	566	544	514	495	511
13歳	588	590	591	559	532	556	560	543	517	499
14歳	559	588	593	586	560	533	567	560	548	524
15歳	578	559	579	583	577	564	535	574	566	547
16歳	591	573	557	578	587	569	569	526	569	562
17歳	586	586	582	545	572	588	567	569	518	566
18歳	607	604	598	586	552	583	601	586	573	538
19歳	618	694	676	686	671	609	678	701	600	673
20歳	672	622	674	675	677	652	590	647	675	582
21歳	650	680	611	665	664	645	640	588	613	669
22歳	648	677	681	596	650	622	625	629	552	587
23歳	692	655	681	657	603	634	635	614	625	564
24歳	692	686	647	654	659	599	625	637	581	596
25歳	635	648	673	639	635	641	581	612	612	557
26歳	712	622	614	607	585	596	577	565	567	579
27歳	664	700	614	625	580	568	600	544	566	570
28歳	701	691	689	626	609	580	555	576	530	544
29歳	699	685	691	675	594	590	554	540	559	525
30歳	788	667	724	693	655	592	590	555	536	566
31歳	810	771	668	704	692	632	586	595	572	520
32歳	775	809	763	658	687	687	647	580	607	567
33歳	845	766	780	744	644	675	683	624	585	593
34歳	871	839	787	778	753	656	670	682	620	587
35歳	989	878	833	784	781	746	655	651	682	606
36歳	1,022	968	854	816	768	784	741	638	653	693
37歳	981	1,000	961	840	812	762	794	731	639	652
38歳	1,062	971	976	954	839	791	770	790	743	625
39歳	1,044	1,058	975	967	945	837	797	769	781	737

資料：羽村市人口統計表（各年4月1日現在）

②子どもの人口の将来推計

18歳未満の子ども人口の将来推計をみると、どの年齢層とも減少傾向にあり、総人口に占める子ども人口割合も年々減少傾向が見込まれます。



■未就学児童の将来推計

(単位：人)

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	335	325	316	308	301
1歳	355	349	338	329	320
2歳	368	355	349	338	329
3歳	418	373	360	354	343
4歳	414	414	369	356	350
5歳	417	413	413	368	355
合計	2,307	2,229	2,145	2,053	1,998

[再掲]年齢3区分

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	335	325	316	308	301
1～2歳(計)	723	704	687	667	649
3～5歳(計)	1,249	1,200	1,142	1,078	1,048

※ 住民基本台帳人口の実績をベースにコーホート変化率法にて推計

■未就学児童の将来推計

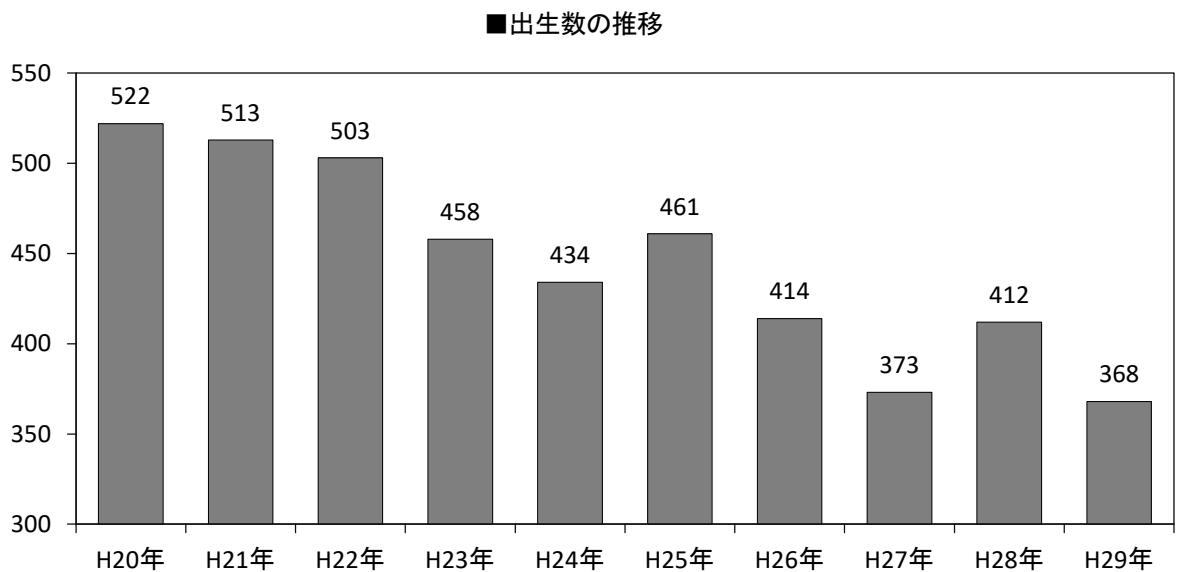
(単位：人)

区分	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年
6歳	445	418	414	414	369
7歳	448	444	417	413	413
8歳	486	449	445	418	414
9歳	490	489	452	448	421
10歳	520	492	491	453	450
11歳	532	519	491	490	452
12歳	504	537	524	496	495
13歳	511	504	537	524	496
14歳	504	516	509	542	529
15歳	528	507	519	512	546
16歳	543	524	504	516	509
17歳	560	541	522	502	514
18歳	580	573	554	534	515
19歳	603	652	642	620	596
20歳	649	582	630	620	599
21歳	567	632	567	614	604
22歳	641	543	605	543	587
23歳	586	640	542	604	542
24歳	551	572	625	530	590
25歳	577	534	554	605	513
26歳	523	540	500	520	567
27歳	571	515	532	492	512
28歳	556	557	502	519	479
29歳	529	541	542	488	505
30歳	526	529	541	542	488
31歳	562	522	525	537	538
32歳	523	565	525	528	539
33歳	559	515	557	517	520
34歳	595	560	516	558	518
35歳	580	588	553	510	551
36歳	605	579	587	552	509
37歳	692	604	578	586	551
38歳	648	688	601	575	583
39歳	622	645	686	599	573

※ 住民基本台帳人口の実績をベースにコーホート変化率法にて推計

(4) 出生数の推移

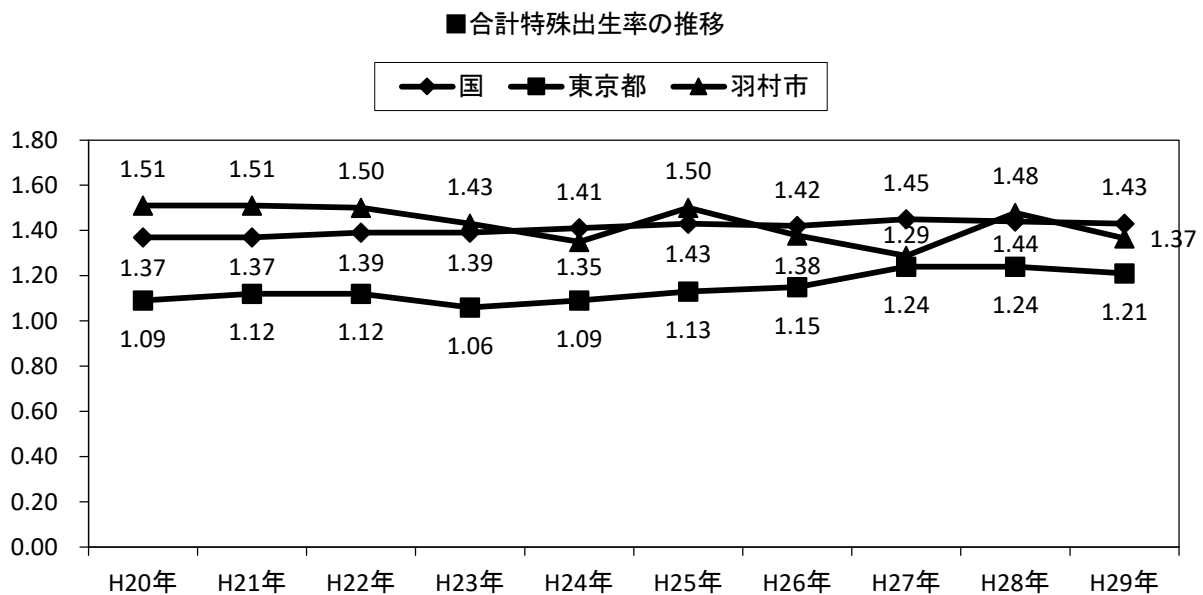
出生数は平成23年に500人を下回り、平成29年には368人となっています。



資料：人口動態統計

(5) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、平成27年には1.29まで減少しましたが、平成28年には1.48まで上昇し、国の平均を上回りました。しかし、平成29年には再び減少し、1.37となっています。なお、東京都平均よりも高い傾向は続いています。



資料：人口動態統計

(6) 相対的貧困率（全国）

「相対的貧困率」は、国民1人当たりの可処分所得を高い順に並べ、その中央値の半分に満たない人の割合を言います。平成27年の相対的貧困率は15.6%で、うち17歳以下の子どもの貧困率は13.9%となっています。

また、18歳未満の子どもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満）の相対的貧困率をみると、平成27年は12.9%となっています。そのうち、大人が2人以上いる世帯は10.7%であるのに対し、大人が1人の世帯では50.8%と約半数を占め、ひとり親世帯の相対的貧困率が高いことがうかがえます。

■（参考）相対的貧困率の推移（全国）

	平成 6年	平成 9年	平成 12年	平成 15年	平成 18年	平成 21年	平成 24年	平成 27年
子どもがいる現役世帯	11.2%	12.2%	13.1%	12.5%	12.2%	14.6%	15.1%	12.9%
大人が1人	53.2%	63.1%	58.2%	58.7%	54.3%	50.8%	54.6%	50.8%
大人が2人以上	10.2%	10.8%	11.5%	10.5%	10.2%	12.7%	12.4%	10.7%
（参考）相対的貧困率	13.7%	14.6%	15.3%	14.9%	15.7%	16.0%	16.1%	15.6%
子どもの貧困率	12.1%	13.4%	14.5%	13.7%	14.2%	15.7%	16.3%	13.9%

資料：厚生労働省「平成28年 国民生活基礎調査」

※相対的貧困率とは、OECDの作成基準に基づき、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯員の割合を算出したものを用いて算出。

※平成6年の数値は兵庫県を除いたもの。

※平成27年の数値は熊本県を除いたもの。

※大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

※等価可処分所得金額が不詳の世帯員は除く。

2 アンケート調査結果の概要

(1) 調査概要

■調査の概要

調査対象	就学前児童の保護者	小学生の保護者	合計
調査方法	郵送配布、郵送回収		
配布数	1,000	600	1,600
有効回収数	590	351	941
有効回収率	59.0%	58.5%	58.8%
調査期間	平成30年10月11日～11月5日		

(2) 就学前児童調査

- 子育てを主に行っているのは、6割強が「父母ともに」と回答しており、前回調査と比較し増加しました。
- 市が実施する子育て支援事業について、前回調査と比較し、市発行の子育て支援情報誌などの情報発信ツール、赤ちゃんふらっと・赤ちゃん休憩室、ファミリー・サポート・センター事業の周知度が大幅に向上しています。
- 子育てする上で、気軽に相談できる人・場所は9割台半ばの人が「いる（ある）」と回答しており、相談先は配偶者、祖父母等の親族、友人や知人がそれぞれ7割以上、次いで保育士は4割弱、幼稚園教諭が1割台半ばとなっています。
- 子育てをする上で希望するサポートは、子育て中の保護者が、気軽に相談でき、適切な支援やサービスなどを紹介してもらえることが5割台前半と最も高く、次いで親子で一緒に遊んだり、学ぶ機会づくり、親同士が知り合う機会づくりと続きます。
- 平日の定期的な教育・保育事業は7割台半ばの人が利用していると回答しています。前回調査に比べて、6.1ポイント増えています。子どもの年齢では、3歳以上で利用割合が9割を超えます。
- 平日に定期的に利用したい教育・保育事業は、子どもの年齢別では、2歳までと5歳以上は認可保育園、3歳、4歳は幼稚園が最も高くなっています。

- 地域子育て支援拠点事業の利用は4.6%で、利用していない理由は、利用する必要がない、時間がないの割合が高くなっています。今後の新たな利用希望は3割弱となっています。
- 子育てに関する情報の入手手段について、前回調査と比較し、「広報はむら」の回答が減少した一方、「市公式サイト」、「メール配信サービス」の回答が増加しており、電子媒体による情報の入手が進んでいることが伺えます。
- 幼稚園を利用している方のうち、長期休暇期間中の教育・保育事業の利用希望は6割強となっています。
- 7割台半ばの子どもが、病気やケガで平日の教育・保育事業を利用できなかった経験があり、そのときの対応では母親が休んだが8割以上と最も高くなっています。
- 小学校低学年時に希望する平日の放課後の過ごし方は、学童クラブが5割台半ば、自宅と習い事が4割台と高くなっています。一方、高学年時の希望は、自宅が5割台半ば、習い事が4割台半ばと高くなっていますが、学童クラブは1割台半ばと低くなっています。また、平日の学童クラブの利用希望は、低学年までの利用が6割弱、6年生までが2割弱となっています。
- 母親の就労状況は、現在休業中も含め、約7割の人が就労しています。そのうち、フルタイム就労は3割強と、約3人に1人の割合となっています。また、母親の希望する形態はフルタイム就労が11.6%で減少しています。パートタイム就労者のうち、6割弱の人は現在の形態での就労を希望し、フルタイムへの転換希望は3割台半ばとなっています。
- 育児休業の取得状況は、母親が4割台前半、父親は2.5%で、前回と比較し、特に母親の取得が増加しています。取得していない理由としては、母親の場合、子育てや家事に専念するため退職した割合が高くなっていますが、その割合は前回と比較し、大幅に減少しています。父親の場合は、仕事が忙しかった、職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった、配偶者が育児休業制度を利用した割合が高くなっています。
- 母親の育児休業について、「育児休業取得後、職場に復帰した」と回答した方の取得期間は、4割弱が「1歳～1歳6ヶ月未満」と回答しており最も多く、次いで、3割台前半が「6ヶ月～1歳未満」と回答しています。また、希望する期間では、実際に取得した期間と同様に、「1歳～1歳6ヶ月未満」と回答した方が最も多い一方、「6ヶ月～1歳未満」と回答した方は3.3%と、実際に取得した期間と比較し、その割合は大幅に低くなっています。

- 母親の育児休業取得について、「現在も育児休業中である」と回答した方の取得予定期間は、6割弱が「1歳～1歳6ヶ月未満」と回答しており最も多く、次いで、2割弱が「6ヶ月～1歳未満」と回答しています。また、希望する期間では、取得予定期間と同様に、「1歳～1歳6ヶ月未満」と回答した方が最も多く、次いで、「1歳6ヶ月～2歳未満」、「2歳～2歳6ヶ月未満」がともに2割となっており、実際に予定している期間より長期の育児休業を希望している方が多いことが伺えます。
- 夕食については、5割以上の家庭で毎日手作りの夕食を用意していると回答しており、8割以上の家庭で、子どもは家族で夕食を食べていると回答しています。
- 食事の提供や学習支援を行う場所への参加意向については、「食事の提供」は4割弱、「学習支援」は6割以上が「参加させたい」と回答しています。
- 子育ての楽しさ、やりがいは、子どもの日々の成長ぶりがわかることが9割以上となっています。前回調査と1位は変わりませんが、仕事や人間関係でいやなことがあっても、子どもといることでいやされることの回答が増えました。
- 子育てに関する不安や負担を感じる人は5割を超えていますが、前回調査に比べると、減少しています。
- 子育ての環境や支援への満足度については、前回調査と比較し、満足度4以上が増加しており、満足度が高まっていることが伺えます。

(3) 就学児童調査

- 子育てを主に行っているのは、6割強が「父母ともに」と回答していますが、その割合は、前回調査と比較し若干減少しています。
- 子育てする上で、気軽に相談できる人・場所は約9割の人が「いる（ある）」と回答しており、配偶者、友人や知人、祖父母等の親族がそれぞれ7割以上、次いで小学校教育諭が2割台半ばとなっています。
- 子育てをする上で希望するサポートは、子育て中の保護者が、気軽に相談でき、適切な支援やサービスなどを紹介してもらえることが5割弱と最も高く、次いで、親子で一緒に遊んだり、学ぶ機会づくり、親同士が知り合う機会づくり、メール配信などの情報提供の充実、異なる年齢の子どもが交流できる機会づくりと続きます。

- 6割以上の子どもが、病気やケガで学校を休まなければならなかった経験があり、その時の対応では母親が休んだが7割弱と最も高くなっています。
- ファミリー・サポート・センターの今後の利用希望は3%台となっています。
- 現在の放課後の過ごし方は、低学年の場合は自宅、習い事が5割以上、学童クラブが4割以上となっており、高学年の場合は、自宅が8割強、習い事が6割台半ば、公共施設（図書館、ゆとろぎ、公園など）が4割となっています。一方、希望する放課後の過ごし方は低学年の場合は習い事が5割弱、自宅が約4割、公共施設が約3割となっており、高学年の場合は自宅が5割台半ば、習い事が4割以上、公共施設が4割強となっています。
- 平日放課後の学童クラブの利用希望は、低学年の間は利用したいが約4割と最も高くなっています。6年生まで利用したいとの希望も3割強となっています。
- 母親の就労状況は、現在休業中も含め、7割台後半の人が就労しています。そのうち、フルタイム就労は3割強と、約3人に1人の割合となっています。パートタイム就労者のうち、6割以上の方は現在の形態での就労を希望し、フルタイムへの転換希望は2割台後半となっています。また、現在就労していない母親の希望する就労形態はフルタイム就労が4%となり、前回と比べて大幅に減少しています。
- 夕食については、6割以上の家庭で毎日手作りの夕食を用意していると回答しており、8割以上の家庭で、子どもは家族で夕食を食べていると回答しています。
- 食事の提供や学習支援を行う場所への参加意向については、「食事の提供」は3割弱、「学習支援」は6割以上が「参加させたい」と回答しています。
- 子育ての楽しさ、やりがいは、子どもの日々の成長ぶりがわかることが8割以上となっています。
- 子育てに関する不安や負担を感じる人は5割を超えており、前回調査とほぼ同程度となっています。
- 子育ての環境や支援への満足度にについては、前回調査と比較し、満足度5の割合が増加している一方、満足度1、満足度2の割合も若干増加しています。

(4) 調査結果から見受けられる子ども・子育て支援の課題

① 多様なニーズに対応した保育・子育て支援事業の実施

- 平日の定期的な教育・保育事業の利用が増加しており、要因は母親のフルタイム就労が増加していることなどが考えられます。サービスのニーズ増が予想されることから提供体制の確保について対応していく必要があります。
- 定期的な教育・保育事業の利用状況については、1歳児、2歳児の利用が増加している。従前と比較し、出産を機に退職するケースが減少し、育休を取得するケースが増加していることが要因のひとつと考えられ、低年齢児を中心とした提供体制の確保に努めていく必要があります。
- 母親のフルタイム就労の増に伴い幼稚園の利用が減少しています。共働き世帯の幼稚園での受け入れ体制の確保・充実が必要です。
- 市が実施する子育て支援事業の満足度について、他の事業と比較し、ファミリー・サポート・センター事業の満足度が低い。周知度に比較し利用経験も非常に低いことから、利用、満足度向上に向けた改善を検討する必要があります。
- 病気等で平日の教育・保育事業を利用できなかった場合の対処方法としては、前回調査と同様に母親が休むケースが最も多くなっています。一方、就学前児童で病児・病後児保育の利用は7.8%と低い数値となっています。病児・病後児保育を利用していない理由としては、「利便性（立地や利用可能時間・日数など）がよくない」が最も多くなっています。また、「利用登録等に手間がかかる」、「利用料がわからない」、「事業の利用方法（手続き等）がわからない」を合わせると就学前児童で19.8%、就学児童で41.1%となっています。母親、父親が休んだ方のうち、就学前児童では4割強が病児・病後児保育の利用を希望していることから、利用時間や手続き方法等、利便性向上に向けた対応が必要です。
- 小学校就学後（低学年時）に希望する放課後の過ごし方では、学童クラブが最も多く、前回調査時と比較しても増加していることから、提供体制の確保に向けた対応が必要です。また、高学年（4～6年）時の利用希望は、前回調査時と比較して減少してはいますが、一定のニーズはあることから、対応について検討する必要があります。

② 地域や関係機関と連携した子育て支援の充実、交流機会の確保

- 子育てをする上で希望するサポートでは、「親子で一緒に遊んだり、学ぶ機会づくり」、「親同士が知り合う機会づくり」、「親子でお昼ご飯やおやつを食べられるような場所づくり」の回答が多くなっています。その割に地域子育て支援拠点事業の利用者が少ない現状にあります。利用されない理由から利用率向上への取組を検討していく必要があります。
- 「食事の提供」や「学習支援」について、一定のニーズがあることから、サービスのあり方やニーズに対応した施策となるよう工夫していく必要があります。

③ 切れ目のない相談支援の提供

- 相談できる人・場所として公的機関を選択する割合が低くなっており、ニーズに対応したサービスの提供に努めていくとともに、相談窓口の周知を図る必要があります。
- 子育てをする上で希望するサポートとして、「子育て中の保護者が、気軽に相談でき、適切な支援やサービスなどを紹介してもらえること」が最も多くなっています。子育て世代包括支援センターのより一層の周知とサービスの充実に努めていく必要があります。
- 子育てに関する不安感や負担感について、5割を超える方が不安感や負担感を感じていることから、相談支援体制の周知とより一層の充実が必要です。

④ 仕事と子育ての両立支援

- 育児休業の取得について、前回調査と比較して、母親、父親ともに取得は向上していますが、依然として父親の取得は少ない状況にあります。父親の取得率向上に向けた施策の推進の充実が必要です。

⑤ 情報発信の充実

○市が実施する子育て支援事業について、前回調査と比較し、市発行の子育て支援情報誌などの情報発信ツール、赤ちゃんふらっと・あかちゃん休憩室、ファミリー・サポート・センターなど周知度が向上しているものが増えていますが、利用経験、今後の利用意向については周知度ほど向上していないものが増えていました。周知度向上に加え、今後は事業の魅力向上に向けた取組を強化し、発信していく必要があります。

○子育てに関する情報の入手手段について、前回調査と比較し、「広報はむら」の回答が減少した一方、「市公式サイト」、「メール配信サービス」の回答が増加しており、電子媒体による情報の入手が進んでいることが伺えます。SNSなどの情報発信ツールの活用を充実していく必要があります。また、羽村市公式PRサイトの活用が非常に低いので向上に向けた取組が必要です。



計画の理念と目標

第 3 章 計画の理念と目標

1 基本理念

核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、兄弟姉妹の数の減少、共働き家庭の増加、児童虐待の深刻化など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境の変化により、子育てに対する負担や不安、孤立感が高まる中、子ども・子育て支援新制度が創設され、様々な子育て支援の取組が進められてきました。子ども・子育て支援は、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する」ことを前提としつつ、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における構成員が、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければなりません。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の市の担い手の育成につながる未来への投資であり、社会全体で取り組むことが重要です。

市では、第四次、第五次羽村市長期総合計画の基本理念である「自立と連携」をふまえて、「子育てや 子どもの育ちを あたたく支えるまち はむら」を基本理念として、子どもや子育て家庭を支えるための各種施策を推進してきました。安心して子どもを産み育てることができ、全ての子どもの健やかな育ちを実現するためには、これからも、行政や地域社会をはじめ社会全体であたたく支え合っていく必要があります。そこで、第1期計画の基本理念を本計画の基本理念として継承します。

基本理念

子育てや 子どもの育ちを
あたたく支えるまち はむら

2 基本目標

基本理念である「子育てや 子どもの育ちを あたたく支えるまち はむら」を踏まえ、本計画を推進するため、次の6つの基本目標を柱として、施策を展開していきます。

基本目標	目標の内容
1 妊娠・出産期からの切れ目のない支援	母親や乳幼児等の健康の確保と増進及び親の育児不安の解消等を図り、安心して子どもを産み、健やかに育てることができるよう、保健、医療、福祉及び教育の分野の連携を図り、妊娠・出産期からの切れ目のない支援に努めます。
2 地域における子育ての支援の充実	身近な地域で、安心して子育てができるよう、相談機能の充実や地域の子育て環境の整備、子育て支援のためのネットワークの活用などにより、全ての子育て家庭を地域全体で支援していきます。
3 就学前の子どもの教育・保育の充実	子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から発達段階に応じた就学前の子どもの教育・保育が適切に提供されるよう、計画的な提供体制の確保と質的向上に努めるとともに、多様な保育事業の充実を図ります。
4 就学期からの子どもの成長段階に応じた支援の充実	就学期の子どもを対象として放課後や週末等に、地域の方々の協力を得て、子どもが自主的に参加し、自由に遊べ、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができ、安全・安心に過ごせる環境を整備していきます。また、家庭だけでなく地域の子育て力を高め、一人一人の子ども・若者の健やかな成長を支援していきます。
5 配慮が必要な子ども・若者と子育て家庭への支援の充実	ひとり親家庭の子どもや障害のある子ども、虐待や貧困など、支援が必要な子ども・若者の健全な育成や自立支援を図るため、関係機関と連携を図りながら、きめ細かな福祉サービスの提供と教育環境の整備並びに自立支援に資する取組を推進します。
6 仕事と生活の調和のための環境整備	仕事と生活の調和や男女共同参画についての理解が促進し、仕事と家庭の両立ができるよう、事業主や労働者、市民への広報、啓発に努めるとともに、多様な働き方に対応した子育て支援施策の充実を図ります。



施策の体系と具体的な展開

☆（星印）は、子ども・子育て支援法により、量の見込み、確保の内容及びその実施時期を定める必要がある事業

◎（二重丸印）は、子ども・若者育成支援法に基づく子ども・若者計画において取組を推進する事業

◇（ひし形印）は、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく子どもの貧困対策計画において取組を推進する事業

（新）は、第2期計画からの新規事業

第4章 施策の体系と具体的な展開

1 施策の体系

基本理念 子育てや 子どもの育ちを あたたかく支えるまち はむら	基本目標	施策の方向
	1 妊娠・出産期からの切れ目のない支援 (P●～)	(1)妊娠・出産に関する支援の充実 (2)子どもや母親のための保健事業の充実 (3)子どもの健康の確保・増進 (4)医療体制の確保・充実 (5)子育ての経済的負担の軽減
	2 地域における子育て支援の充実(P●～)	(1)子育て家庭を地域で支える仕組みの充実 (2)子育て支援のネットワークの活用
	3 就学前の子どもの教育・保育の充実 (P●～)	(1)就学前の子どもの教育・保育の提供体制の確保と充実 (2)多様なニーズに対応した保育サービスの実施 (3)乳幼児期から小学校就学期への移行支援
	4 就学期からの子どもの成長段階に応じた支援の充実(P●～)	(1)子育て力の向上 (2)子どもたちの生きる力の育成 (3)放課後の居場所づくり (4)子どもの健全育成
	5 配慮が必要な子ども・若者と子育て家庭への支援の充実 (P●～)	(1)子どもの権利の尊重 (2)ひとり親家庭の自立支援の推進 (3)子どもの発達支援体制の充実 (4)障害のある子どもへの支援の充実 (5)社会的自立に困難を有する子ども・若者やその家族への支援の充実
6 仕事と生活の調和のための環境整備 (P●～)	(1)仕事と子育ての両立支援 (2)安心して外出できる環境の整備	

2 施策の具体的な展開

【基本目標1】 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

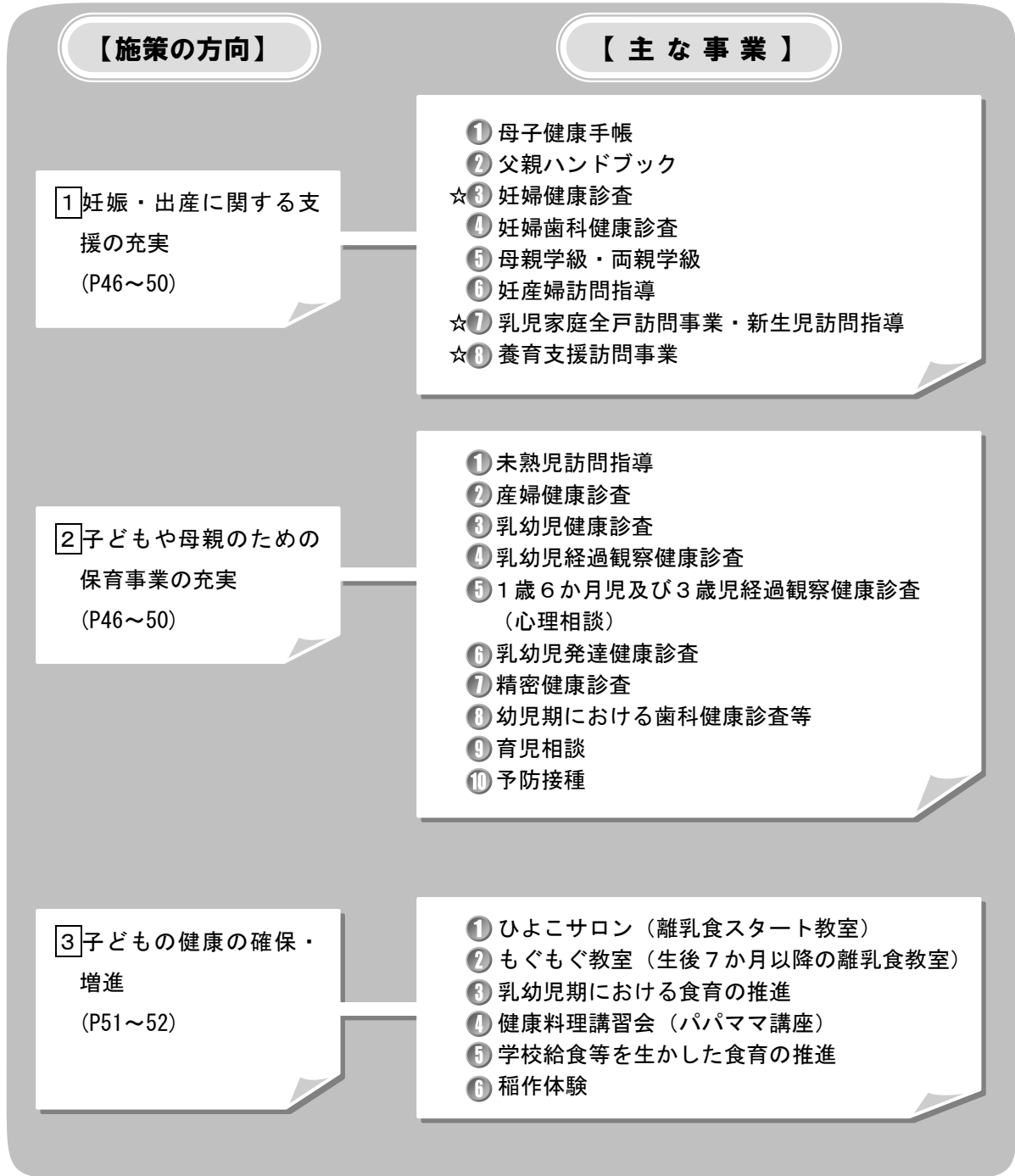
少子化の進行や晩婚化・晩産化、核家族化、共働き世帯の増加など、子育て家庭を取り巻く環境の変化により、個々の母子の状況に応じた、妊娠・出産・子育てへの連続的な支援の重要性が指摘されています。

本市では、母子保健の主要な取組を提示するビジョンであり、関係者、関係機関・団体が一体となって推進する国民運動計画「健やか親子21（第2次）」を踏まえ、各種母子保健事業を展開しています。妊娠前からの支援としては、不妊治療に係る費用の一部を助成しています。妊娠後は、母子健康手帳を交付する際に、妊娠時から出産後まで一貫して受けられる母子保健サービスや相談体制について周知を行い、安心して出産や育児に臨めるよう支援しています。出産後は、乳児家庭全戸訪問事業や育児相談、各種健康診査等を通じて、母子の健康の確保と増進を図っています。また、急な子どもの発熱などに対応するため、休日や平日の夜間における医療サービスを提供しています。

市が実施したアンケート調査（「羽村市子ども・子育て支援事業計画に関する調査」平成30年10～11月）の就学前児童調査の結果では、子育てに関して悩み、気になることの3位に「病気や発育・発達に関すること」、4位に「食事や栄養に関すること」があげられており、個々の母子の状況に応じた情報提供、相談支援等、様々な母子保健事業を通じた支援が必要です。また、市に期待する子育て支援策の1位に「子育てに関する経済的支援」があげられており、子育てに関する経済的負担を軽減するために、医療費の助成等の経済的支援が求められています。

母親や乳幼児等の健康の確保と増進及び親の育児不安の解消等を図り、安心して子どもを産み、健やかに育てることができるよう、保健、医療、福祉及び教育の分野の連携を図り、妊娠・出産期からの切れ目のない支援に努めます。

■ 施策の方向と主な事業



【施策の方向】

【主な事業】

4 医療体制の確保・充実
(P46～50)

- ① 福生病院組合の運営支援
- ② 平日夜間急患センター診療事業
- ③ 休日診療事業
- ④ 休日歯科診療事業
- ⑤ 休日準夜診療事業

5 子育ての経済的負担の
軽減
(P46～50)

- ① 特定不妊治療費の助成
- ② 児童手当の支給
- ③ 乳幼児医療費助成
- ④ 義務教育就学児医療費助成
- ⑤ 出産育児一時金
- ⑥ 入院助産
- ⑦ 未熟児養育医療の給付
- ⑧ 幼稚園就園奨励費補助金
- ⑨ 幼稚園等園児保育料助成金
- ⑩ 小中学生の就学援助
- ⑪ 学校行事等保護者負担軽減補助金等
- ⑫ 入学資金融資制度
- ⑬ 認証保育所利用者負担軽減補助金
- ⑭ 新生児聴覚検査の公費負担

1 妊娠・出産に関する支援の充実

◇主な事業◇

① 母子健康手帳

妊娠中から母子に関する保健指導、健康診査や予防接種の記録ができるよう、母子健康手帳を配布します。配布の際には、手帳の活用や今後利用できる母子保健サービスについて周知します。

また、若年・高齢妊婦など個々のケースに応じて保健師が面接や訪問をし、適切な支援をしていきます。

【担当課】	子育て相談課
-------	--------

② 父親ハンドブック

母体の心身の変化や子どもの成長と、その時々父親としての役割や、子育てに必要な知識を幅広く掲載している父親ハンドブックを母子健康手帳とともに配布し、妊娠を機に父親が子育てに参画するきっかけとなるよう啓発に努めます。

【担当課】	子育て相談課
-------	--------

☆③ 妊婦健康診査（量の見込みと確保方策はP●参照）

妊娠中の胎児が順調に育つため、また、妊婦の疾病や異常を早期発見し、早期治療につなげるため、妊婦健康診査を実施します。

実施場所：医療機関及び助産所

実施体制：東京都内の契約医療機関（市が配布した受診票）

契約医療機関以外及び助産所（償還払いによる公費負担）

検査項目：市が定める妊婦健康診査に係る検査項目

実施時期：通年（妊娠初期から分娩まで）

【担当課】	健康課	【関係課】	子育て相談課
-------	-----	-------	--------

④ 妊婦歯科健康診査

妊娠中は身体的変化や生活環境の変化等により、歯科疾患が増加する傾向にあります。また、産後は育児等で受診が困難なため疾患が放置されやすい傾向にあることから、妊娠中に歯科疾患の予防や治療の動機付けを行い、歯科保健意識の向上を図ります。

【担当課】	健康課
-------	-----

5 母親学級・両親学級

<p>妊娠、出産、育児に主体的に臨むことができるよう正しい知識の習得機会を提供し、妊娠中の不安の解消を図るとともに、孤立しがちな母親同士が地域で情報交換や相談し合える仲間づくりの場としても活用できるよう支援していきます。</p> <p>また、男性に育児についての学習や体験の機会を提供することにより、夫婦が協力して育児ができるよう男性の参加を促進します。</p>	
【担当課】	子育て相談課

6 妊産婦訪問指導

<p>保健師や助産師が家庭を訪問し、妊産婦の健康状態、生活環境、疾病予防など妊娠中や産後に必要な事項及び、マタニティブルーや産後うつなど精神面の不安定さについて、適切な指導を行います。</p> <p>また、疾病や異常の早期発見・早期治療について助言し、不安を除き、安心して出産・育児に臨むことができるよう支援します。</p>			
【担当課】	健康課	【関係課】	子育て相談課

☆ **7 乳児家庭全戸訪問事業・新生児訪問指導**

<p>生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況並びに養育環境の把握を行うとともに、子育て支援に関する必要な情報提供を行います。</p> <p>また、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、必要に応じて養育支援訪問事業等の適切な支援につなげます。</p> <p>実施体制：子ども家庭支援センター職員（保育士） 保健センター職員（保健師又は助産師）</p> <p>実施機関：子ども家庭支援センター、保健センター</p>			
【担当課】	子育て相談課	【関係課】	健康課

☆ **8 養育支援訪問事業（量の見込みと確保方策はP●参照）**

<p>家族等から日中の家事や育児の支援が得られず、また、育児ストレスや心身の疾病、養育力の不足などにより不適切な養育状態にあるため、養育支援が必要と認められる家庭に支援を行う事業です。児童虐待の予防の観点からも専門的知識や経験を有する者が相談や指導を行うとともに、養育支援ヘルパーを派遣し、家事援助等の養育支援を行います。</p> <p>実施体制：子ども家庭支援センター職員（専門相談） 委託先のヘルパー資格保持者等（養育支援ヘルパー派遣）</p> <p>実施機関：子ども家庭支援センター</p>	
【担当課】	子育て支援課

2 子どもや母親のための保健事業の充実

◇主な事業◇

① 未熟児訪問指導

未熟児に対し養育上必要があると認めた場合は、保健師が家庭を訪問し、未熟児の状況や家庭環境に応じた適切な養育指導を行い、未熟児の発育・発達を促します。

【担当課】	健康課
-------	-----

② 産婦健康診査

妊娠高血圧症候群等の後遺症を早期に発見し、適切な治療につなげることを目的として、3～4か月児健康診査時に血圧測定や尿検査を実施します。

また、心身の不調について相談に応じ、必要がある場合には、専門医療機関での受診を勧奨します。

【担当課】	健康課
-------	-----

③ 乳幼児健康診査

乳幼児の発育・発達の確認と疾病や異常の早期発見・早期治療を行うため3～4か月、6～7か月、9～10か月、1歳6か月、3歳児の健康診査を実施します。また、乳幼児健康診査の場を活用し、個別相談及び健康教育を行うとともに、児童虐待の発生予防の観点から、育児不安の大きい親や発達の遅れが心配される子ども等に対し、継続した支援を行っていきます。

【担当課】	健康課
-------	-----

④ 乳幼児経過観察健康診査

乳幼児健康診査や相談などから精密健康診査を要する程ではないが、健康上の課題があり、経過観察が必要と判断された乳幼児について、小児科医による診察や、保健師、管理栄養士による個別相談を行うことにより、保護者に心理的・物理的負担をかけずに適切なフォローを行います。

【担当課】	健康課
-------	-----

⑤ 1歳6か月児及び3歳児経過観察健康診査（心理相談）

1歳6か月児及び3歳児健康診査や相談などから心理面で経過観察が必要と判断された幼児について、定期的に心理相談員が面接し、健康面や情緒面に関する相談を実施します。

【担当課】	健康課
-------	-----

6 乳幼児発達健康診査

乳幼児健康診査や相談などから、運動発達遅滞、精神発達遅滞、発達障害等の問題が疑われ、発達面での経過観察が必要と判断された乳幼児について、保護者の不安の軽減を図り、必要に応じて専門医療機関等の紹介を行うため、保健師等による個別相談を実施します。

【担当課】	健康課
-------	-----

7 精密健康診査

妊婦健康診査や乳幼児健康診査等の結果、診断の確定のため精密な検査が必要と判断された方に対し、疾病や異常の早期発見・早期治療を図るため、専門的な診断のできる医療機関等において検査を受けることができるよう受診票を交付します。

【担当課】	健康課
-------	-----

8 幼児期における歯科健康診査等

生涯を通じて健康な歯を保つために、その基礎となる幼児期からのむし歯を予防し、歯科保健に関する生活習慣の定着を図るため、1歳6か月、2歳、3歳児の歯科健康診査を行うとともに、保健指導や個別相談を行います。

また、3歳から小学校3年生までの子どもを対象にフッ素イオン導入を行います。

【担当課】	健康課
-------	-----

9 育児相談

身長・体重測定による乳幼児の発育・発達の確認及び希望者に対する保育、栄養、授乳、歯科の相談を行うことで、子育てに関する疑問や不安を軽減し、安心して子育てができるよう支援します。相談内容によっては他の相談につなげたり、医療機関や関係機関の紹介を行います。

また、多くの親子が参加していることから、保護者同士の交流の場や仲間づくりの場としても活用できるよう支援していきます。

【担当課】	健康課
-------	-----

10 予防接種

感染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するため、BCG、麻しん・風疹混合など各種予防接種を勧奨するとともに、接種する時期や接種間隔などの予防接種に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。

【担当課】	健康課
-------	-----

3 子どもの健康の確保・増進

◇主な事業◇

① ひよこサロン（離乳食スタート教室）

離乳食をそろそろ始める4～5か月児の保護者を対象に、離乳食を始めるタイミングや作り方などを学習するための講習や、調理実習を行うとともに、保護者同士の交流の場や仲間づくりの場としても活用できるよう支援していきます。

【担当課】	健康課
-------	-----

② もぐもぐ教室（生後7か月以降の離乳食教室）

赤ちゃんに合った食べ物の固さや大きさ、種類の増やし方、簡単なメニューなど、生後7か月以降の離乳食の進め方について講習を行うとともに、保護者同士の交流の場や仲間づくりの場としても活用できるよう支援していきます。

【担当課】	健康課
-------	-----

③ 乳幼児期における食育の推進

各種乳幼児健康診査や育児相談等において、管理栄養士による相談及び健康教育を実施し、望ましい食生活に関する情報提供に努めます。

保育園では、食事・行事・日常の保育を通して、健康な心身と望ましい食習慣の確立に努めます。

【担当課】	健康課	【関係課】	子育て支援課
-------	-----	-------	--------

④ 健康料理講習会（パパママ講座）

母親や家族の望ましい食事及び健康に関する知識の普及・啓発を図るため、子育て中の母親を対象に、健康料理講習会を開催します。

【担当課】	健康課
-------	-----

⑤ 学校給食等を生かした食育の推進

小中学校では、学校給食を通して、給食センターの栄養教諭や食育リーダーを活用し食育の指導を行うことで、心身の健全育成に努めます。

また、地場産の農産物を使用するなど、地産地消に努めるよう給食組合に働きかけていきます。

【担当課】	学校教育課
-------	-------

⑥ 稲作体験

小学校では、小中一貫教育の指導内容として、また、青少年対策地区委員会では、青少年健全育成の事業の一環として、子どもたちを対象に稲作体験を行い、自らが耕作、収穫したお米を食べることで、食への理解を深めます。

【担当課】	学校教育課	【関係課】	児童青少年課・産業振興課
-------	-------	-------	--------------

4 医療体制の確保・充実

◇主な事業◇

① 福生病院組合の運営支援

地域の中核病院として健全に運営していけるよう、構成市として支援を行うとともに、救急医療の充実について働きかけを行います。

【担当課】	健康課
-------	-----

② 平日夜間急患センター診療事業

平日（月曜日～土曜日）夜間の子どもを含めた急病患者に対応するため、平日夜間急患センターにおいて診療を行います。

【担当課】	健康課
-------	-----

③ 休日診療事業

休日の日中の子どもを含めた急病患者に対応するため、市内の医療機関において診療を行います。

【担当課】	健康課
-------	-----

④ 休日歯科診療事業

休日の日中の子どもを含めた歯科応急患者に対応するため、市内の歯科医療機関において診療を行います。

【担当課】	健康課
-------	-----

⑤ 休日準夜診療事業

休日夜間の子どもを含めた急病患者に対応するため、福生市・瑞穂町と輪番制で診療を行います。

【担当課】	健康課
-------	-----

5 子育ての経済的負担の軽減

◇主な事業◇

① 特定不妊治療費の助成

特定不妊治療を受けた夫婦で、東京都特定不妊治療に係る医療費の助成の決定を受けている方に対し、経済的負担の軽減、少子化対策及び次世代育成の推進を図るため、特定不妊治療に係る治療費の一部を助成します。

【担当課】	健康課
-------	-----

② 児童手当の支給

子育て家庭への経済的負担の軽減を図るため、義務教育就学修了（0歳～15歳）までの児童を対象に手当を支給します。

【担当課】	子育て支援課
-------	--------

③ 乳幼児医療費助成

子育て家庭への経済的負担の軽減を図るため、小学校就学前の乳幼児を対象とした医療費助成を行います。

【担当課】	子育て支援課
-------	--------

④ 義務教育就学児医療費助成

子育て家庭への経済的負担の軽減を図るため、小学生及び中学生を対象とした医療費助成を行います。

【担当課】	子育て支援課
-------	--------

⑤ 出産育児一時金

国民健康保険に加入している方の出産に要した費用の一部を、出産育児一時金として支給します。

また、一時的な経済的負担を軽減するため、医療機関等に直接出産育児一時金を支払う直接支払制度を推進します。

【担当課】	市民課
-------	-----

⑥ 入院助産

出産にあたって、保健上必要であるにもかかわらず、経済的な理由で病院又は助産所に入院できない妊産婦の方を対象に、その費用を助成します。

【担当課】	子育て支援課
-------	--------

7 未熟児養育医療の給付

身体の発育が未熟なままで生まれ、入院して養育を受ける必要があると医師が認めた満1歳未満の乳児に対し、その養育に必要な医療の給付を行います。

【担当課】	健康課
-------	-----

8 幼稚園就園奨励費補助金

幼稚園等の保育料等の負担軽減を図るため、保護者の所得状況に応じて、幼稚園就園奨励費補助金を交付します。

【担当課】	子育て支援課
-------	--------

9 幼稚園等園児保育料助成金

幼稚園等の保育料の負担軽減を図るため、保護者の所得状況に応じて、幼稚園等園児保育料助成金を交付します。

【担当課】	子育て支援課
-------	--------

10 小中学生の就学援助

保護者の経済的負担の軽減を図るため、経済的な理由で教育費の支出が困難な保護者に対し、所得に応じて学用品費、給食費や校外活動費など就学に必要な経費を交付します。

【担当課】	学校教育課
-------	-------

11 学校行事等保護者負担軽減補助金等

保護者の経済的負担の軽減を図るため、移動教室、修学旅行や部活動等の学校行事に要する経費や教材費の一部を補助します。

【担当課】	学校教育課
-------	-------

12 入学資金融資制度

高等学校等に入学する児童等の保護者を対象として、入学の際に要する資金の調達が困難な場合に、入学資金等の融資を市内の金融機関にあっせんし、その融資に対する利子等を全額補助します。

【担当課】	生涯学習総務課
-------	---------

13 認証保育所利用者負担軽減補助金

認証保育所の保育料の負担軽減を図るため、保護者の所得状況に応じて、認証保育所利用者負担軽減補助金を交付します。

【担当課】	子育て支援課
-------	--------

14 新生児聴覚検査の公費負担

【担当課】	健康課

【基本目標2】**地域における子育て支援の充実**

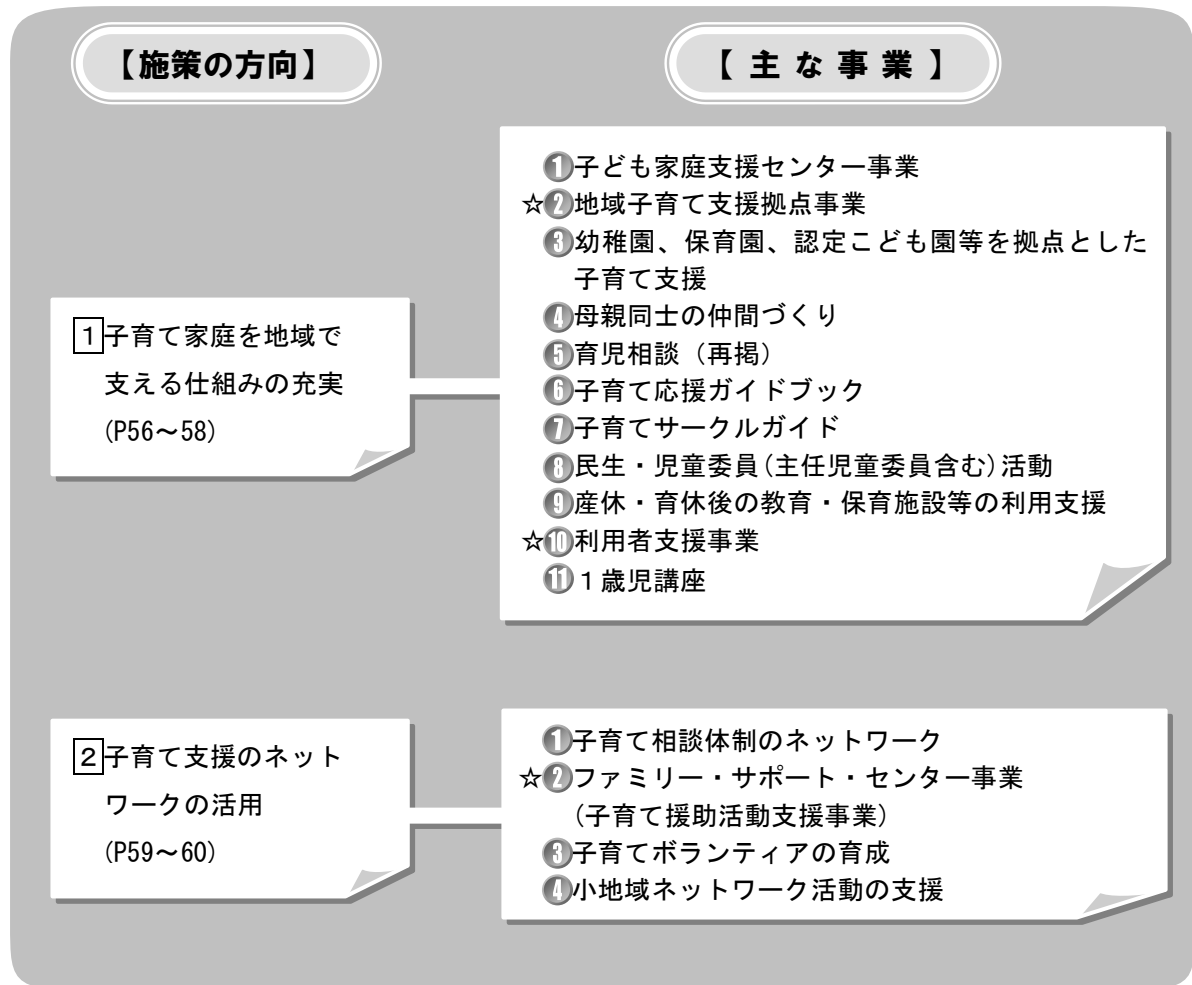
核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母や隣近所の人から、日々の子育てに関する助言や支援を受けることが難しく、子育ての孤立化が起りやすい状況となっています。親の就労の有無や家庭の状況にかかわらず、悩みや不安を抱えながら子育てをしている人が多いと言われています。

本市では、子ども家庭支援センターによる相談や支援などの様々な取組をはじめ、幼稚園や保育園、民生・児童委員、子育てボランティアなど、地域の多様な主体による子育て支援を推進しています。そうした地域の多様な主体によるネットワークづくりにも取り組んできました。

市が実施したアンケート調査（「羽村市子ども・子育て支援事業計画に関する調査」平成25年10～11月）の結果では、就学前の子どもの保護者の5割以上が、子育てに対する不安や負担を感じています。また、「子どもを叱りすぎているような気がする」、「子どもとの時間を十分とれないこと」などが子育てに関しての悩みや気になることとして多くの回答があり、引き続き、地域における子育て支援を充実させ、保護者の育児の負担を軽減していくことが必要です。

身近な地域で、安心して子育てができるよう、相談機能の充実や地域の子育て環境の整備、子育て支援の担い手の育成補助、子育て支援のためのネットワークの活用などにより、全ての子育て家庭を地域全体で支援していきます。

■施策の方向と主な事業



1 子育て家庭を地域で支える仕組みの充実

◇主な事業◇

① 子ども家庭支援センター事業

市における子どもと家庭支援の中核機関として、子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じ、必要に応じて各種情報提供や関係機関と連携を取りながら支援するほか、児童虐待の未然防止・早期発見や適切な保護を図るなど、積極的な取組を行います。

また、子育て支援サークルの育成、サークル相互の交流と情報交換が図れる場の提供など、子どもが育つ環境の整備に努めます。

【担当課】	子育て相談課
-------	--------

☆② 地域子育て支援拠点事業（量の見込みと確保方策はP●参照）

地域での子育て支援の拠点として、認可保育園2園（週5日開設、一般型）、児童館3館（週3日開設、連携型）において、子育て中の保護者の交流や親子の仲間づくりの場のほか、子育てサークルの育成・支援、子育て相談、子育て関連の情報提供を行うとともに、子育てに関する講座などを開催します。

また、市内3か所の児童館では、臨床心理士による発達相談などを実施するほか、保護者の交流を図るため、月1回テーマに沿って情報交換を行う「おしゃべり場」を開催します。

今後においても、同様の方策により必要量を確保していきます。

【担当課】	子育て相談課	【関係課】	児童青少年課
-------	--------	-------	--------

③ 幼稚園、保育園、認定こども園等を拠点とした子育て支援

子育ての相談や情報提供、園庭開放による地域との交流など、地域の子育て家庭への支援を行います。

【担当課】	子育て支援課
-------	--------

④ 母親同士の仲間づくり

母親学級や離乳食教室などを通じて、子育て中の親が孤立せず、情報交換や仲間づくりができるよう支援します。

【担当課】	健康課	【関係課】	子育て相談課
-------	-----	-------	--------

5 育児相談（再掲）

身長・体重測定による乳幼児の発育・発達の確認及び希望者に対する保育、栄養、授乳、歯科の相談を行うことで、子育てに関する疑問や不安を軽減し、安心して子育てができるよう支援します。相談内容によっては他の相談につなげたり、医療機関や関係機関の紹介を行います。

また、多くの親子が参加していることから、保護者同士の交流の場や仲間づくりの場としても活用できるよう支援していきます。

【担当課】	健康課
-------	-----

6 子育て応援ガイドブック

子育て中の保護者などが有効活用できるよう、子育てに関する各種サービス情報等をわかりやすくまとめたガイドブックを作成し、配布します。

【担当課】	子育て相談課
-------	--------

7 子育てサークルガイド

子育て中の保護者が仲間づくり等に役立てられるよう、市内幼稚園、保育園のサークル活動のほか、市民団体が乳幼児を対象に行っているサークル活動の内容を掲載したガイドブックを作成し、配布します。

【担当課】	子育て相談課
-------	--------

8 民生・児童委員（主任児童委員含む）活動

地域に密着した福祉活動を行う民生・児童委員と連携して、子育てで悩んでいる方などに相談を受けられる関係機関を紹介するなどの情報提供を行います。

【担当課】	社会福祉課
-------	-------

9 産休・育休後の教育・保育施設等の利用支援

保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に就学前の子どもの教育・保育施設、地域型保育事業等を利用できるよう、情報提供や相談等の支援を行います。

【担当課】	子育て支援課
-------	--------

☆10 利用者支援事業（量の見込みと確保方策はP●参照）

子ども及びその保護者等を対象に、就学前の子どもの教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、相談・助言等を行うとともに、必要に応じて関係機関との連絡調整等を実施し、適切な施設・事業等を選択し円滑に利用できるよう支援する事業です。

利用者支援事業の「基本型」、「特定型」、「母子保健型」の3種類のうちから、羽村市の地域性に合った事業の実施について検討していきます。

【担当課】	子育て相談課
-------	--------

11 1歳児講座

【担当課】	子育て相談課
-------	--------

2 子育て支援のネットワークの活用

◇主な事業◇

① 子育て相談体制のネットワーク

子どもと家庭に関する相談窓口となる幼稚園、保育園、認定こども園、保健センター、児童館、児童相談所、保健所などの関係機関相互の連携をより一層強化するとともに、子ども家庭支援センターを中心としたネットワークを活用し、子どもと家庭に関するあらゆる相談に対応します。

また、相談担当者の研修会を開催するとともに、個別のケースに応じて、子ども家庭支援センターと関係機関によるカンファレンスを実施し、連携の必要なケースの情報の共有化を図ります。

【担当課】 子育て相談課

【関係課】 健康課

☆② ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

(量の見込みと確保方策はP●参照)

地域で子育てを支援するため、会員同士が助け合い、保育施設への送迎など育児をサポートするファミリー・サポート・センター事業を推進し、地域の子育ての輪を広げ、地域で子育てを支援する環境づくりを進めます。現在、羽村市社会福祉協議会に委託して実施しています。

今後においても、同様の方策により必要量を確保していきます。

【担当課】 子育て相談課

③ 子育てボランティアの育成

子育てや子どもの育ちを地域ぐるみで支援し、地域の子育て力を再構築するため、保育士や保健師などの有資格者や地域で子育て経験を持つ人材を発掘し、子育て中の親にとって身近な相談者や支援者としての役割を担う子育てボランティアの育成に努めます。

【担当課】 子育て相談課

④ 小地域ネットワーク活動の支援

子育て中の親が孤立感に陥ることなく、子育ての喜びを分かち合うことができるよう、地域住民が主催する子育てサロンや交流の場など、社会福祉協議会が主体となって進める「小地域ネットワーク活動」を支援します。

【担当課】 社会福祉課

【基本目標3】 就学前の子どもの教育・保育の充実

平成24年8月に公布された子ども・子育て関連3法に基づき、全ての子ども・子育て家庭を対象に、就学前の子どもの教育・保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図り、子ども・子育て支援を総合的に推進しています。

本市における就学前の子どもの教育・保育は、主に、市内の幼稚園、認可保育園、認定こども園、家庭福祉員制度（保育ママ）及び東京都の認証を受けた認証保育所事業により、提供されています。

市内の幼稚園、認定こども園では、それぞれ特色のある幼児教育を行っており、市外の施設も含め、保護者の選択により広域的に利用されています。

保育については、児童福祉法により、認可保育園において保育をすることが市町村の義務とされています。このため、待機児童が毎年度生じている中で、民間保育園の園舎建替えを支援し、その際に定員増を図るとともに、定員の弾力的運用により待機児童の解消に向けて取り組んできました。

また、家庭福祉員制度の運営、認定こども園や認証保育所への支援、延長保育事業等の多様な保育事業の提供により、保育ニーズに応えています。

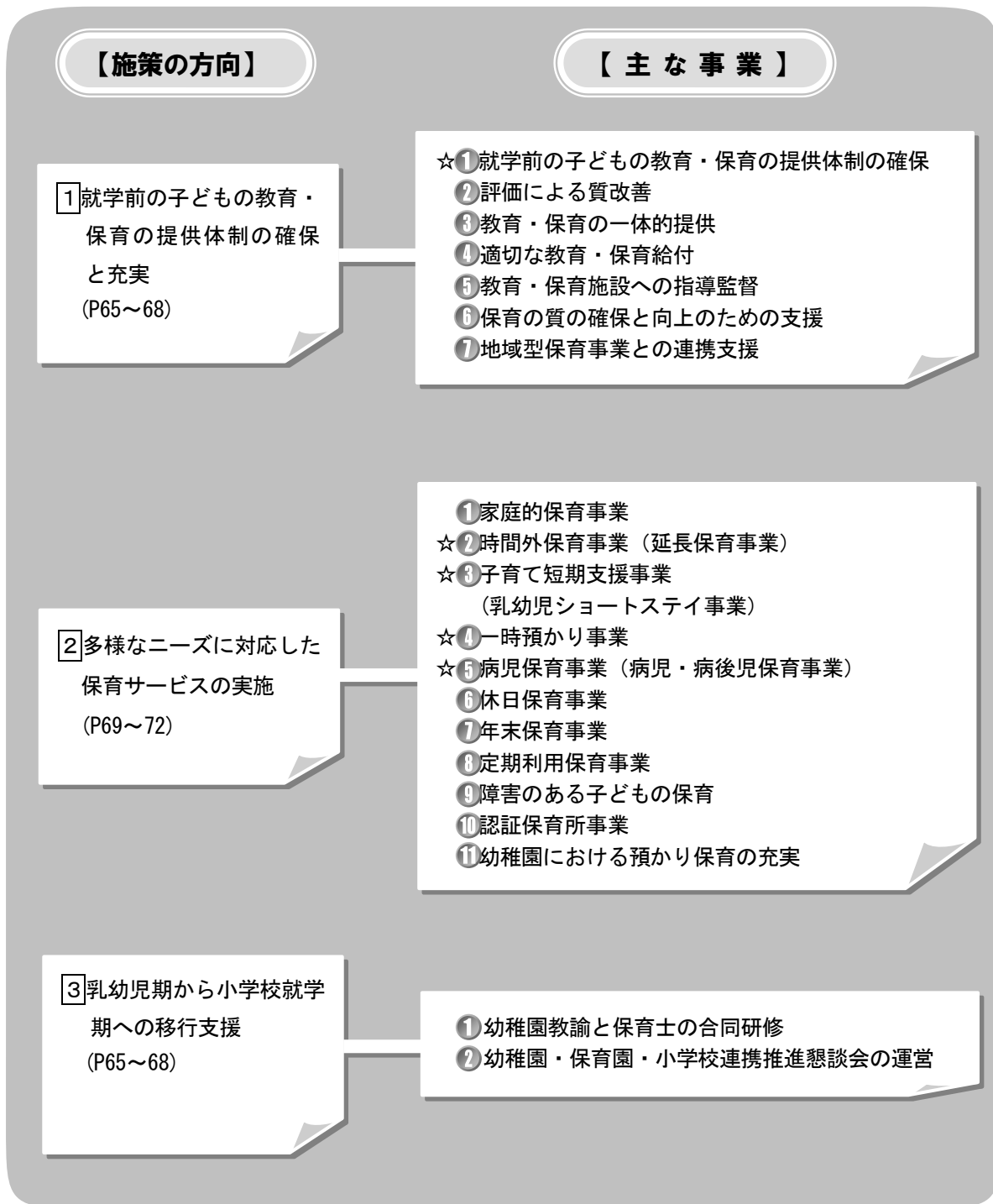
こうした取組により、近年、待機児童数は少ない状況にありますが、解消には至っていません。就学前の子どもの人口は、減少しているものの、保育園の利用申し込み者数は増加し続けています。

市が実施したアンケート調査（「羽村市子ども・子育て支援事業計画に関する調査」平成30年10～11月）結果からフルタイムで就労する子育て世代の女性が増加していることがうかがえており、今後も一定期間は、保育需要の増加が見込まれます。

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要とされています。

このため、子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から発達段階に応じた就学前の子どもの教育・保育が適切に提供されるよう、計画的な提供体制の確保と質的向上に努めるとともに、多様な保育事業の充実を図ります。

■施策の方向と主な事業



1 就学前の子どもの教育・保育の提供体制の確保と充実

◇主な事業◇

☆1 就学前の子どもの教育・保育の提供体制の確保

(量の見込みと確保方策はP●参照)

<p>就学前の子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育が適切に提供されるよう、基本的には、市内の既存の幼稚園、保育園、認定こども園、家庭的保育事業及び東京都の認証保育所事業により提供体制を確保していきます。</p> <p>既存の保育園の園舎整備支援を行い、待機児童が生じている低年齢児の定員を拡大します。</p>	
【担当課】	子育て支援課

2 評価による質改善

<p>幼稚園、保育園、認定こども園等が、教育・保育の質の確保及び向上を図るため、自己評価、関係者評価、第三者評価等を通じて運営改善に取り組むことができるよう、必要な指導、助言や支援を行います。</p>	
【担当課】	子育て支援課

3 教育・保育の一体的提供

<p>幼稚園と保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化等にかかわらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設である認定こども園について、既存の幼稚園、保育園等からの移行に際し、適切な情報提供や相談への対応などの支援を行います。</p>	
【担当課】	子育て支援課

4 適切な教育・保育給付

<p> </p>	
【担当課】	子育て支援課

5 教育・保育施設への指導監督

<p> </p>			
【担当課】	社会福祉課	【関係課】	子育て支援課

6 保育の質の確保と向上のための支援

<p> </p>	
【担当課】	子育て支援課

7 地域型保育事業との連携支援

【担当課】	子育て支援課

2 多様なニーズに対応した保育サービスの実施

◇主な事業◇

① 家庭的保育事業

保護者の就労や疾病などにより、保育が必要となる3歳未満の乳幼児を対象に、必要な資格を有する家庭的保育者の自宅等において家庭的な保育を実施します。

【担当課】	子育て支援課
-------	--------

☆② 時間外保育事業（延長保育事業）（量の見込みと確保方策はP●参照）

就労形態の多様化や通勤時間の長い保護者のニーズに対応するため、保育認定された時間区分を超えて行う時間外保育について、市内の認可保育園12園、認定こども園2園が実施する事業に助成することにより、必要量を確保していきます。

【担当課】	子育て支援課
-------	--------

☆③ 子育て短期支援事業（乳幼児ショートステイ事業）

（量の見込みと確保方策はP●参照）

保護者の疾病、出産、看護、冠婚葬祭、育児疲れなどで、小学校就学前までの子どもを一時的に保育できないときに、原則として7日以内の期間、子どもを児童養護施設で預かります。現在、羽村市を含む西多摩地域の4市2町が連携し、同一の内容で、児童養護施設に委託して実施しています。

今後においても、同様の方策により必要量を確保していきます。

【担当課】	子育て支援課
-------	--------

☆④ 一時預かり事業（量の見込みと確保方策はP●参照）

一時預かり事業には、幼稚園の通常の教育時間の前後などに、保護者の要請等に応じて希望者を対象に預かる保育事業と、保護者の育児疲れの解消、短時間労働、急病、冠婚葬祭などの理由により、緊急又は一時的に保育が必要となる場合に、認可保育園や認定こども園などで預かる保育事業があります。

【担当課】	子育て支援課
-------	--------

☆5 病児保育事業（病児・病後児保育事業）（量の見込みと確保方策はP●参照）

<p>子どもが病期中又は病気の回復期にあつて、集団保育が困難な場合に、保育園、医療機関等に併設された専用スペースで保育を行う事業です。</p> <p>病気の回復期にある子どもの保育（病後児保育）は、現在、市内認可保育園1園で実施しており、今後においても、同様の方策により必要量を確保していきます。</p> <p>病期中の子どもの保育（病児保育）は実施していませんが、利用意向のある医療機関に併設された施設での実施などについて検討します。</p>	
【担当課】	子育て支援課

6 休日保育事業

<p>認可保育園等を利用している子どもの保護者が、日曜日及び祝日に就労等により家庭での保育が困難な場合に、保育を実施します。</p>	
【担当課】	子育て支援課

7 年末保育事業

<p>12月29日、30日に保護者の就労等により家庭での保育が困難な場合に、保育を実施します。</p>	
【担当課】	子育て支援課

8 定期利用保育事業

<p>パートタイム勤務、短時間労働など、保護者の様々な就労形態に伴う保育需要に対応するため、一定程度継続的な保育を実施します。</p>	
【担当課】	子育て支援課

9 障害のある子どもの保育

<p>障害のある子どもの保育にあたっては、保健センター、医療機関や療育機関等と連携し、集団保育の中で子どもの状況に応じた保育を実施します。</p>	
【担当課】	子育て支援課

10 認証保育所事業

<p>多様化する保育ニーズに対して、民間事業者が行う既存の認証保育所事業を支援します。</p>	
【担当課】	子育て支援課

11 幼稚園における預かり保育の充実

【担当課】	子育て支援課

3 乳幼児期から小学校就学期への移行支援

◇主な事業◇

① 幼稚園教諭と保育士の合同研修

相互の連絡体制・連携を確立するとともに、教育・保育内容の充実と職員の資質の向上を図るため、幼稚園教諭と保育士等の交流や研修会を実施します。

【担当課】	子育て支援課
-------	--------

② 幼稚園・保育園・小学校連携推進懇談会の運営

【担当課】	子育て支援課
-------	--------

【基本目標4】 就学期からの子どもの成長段階に応じた支援の充実

小学校就学後の学童期からは、生きる力を育み、調和のとれた発達を図り、社会を構成する主体として成長していく重要な時期です。

本市では、生涯学習基本条例を制定し、平成24年に策定した生涯学習基本計画の中で、少年期、青年期の子どもたちを育むための様々な取組を行っています。学校教育に加え、学童クラブ、放課後子ども教室「はむらっこ広場」、児童館事業などを実施し、放課後の居場所づくりに努めています。

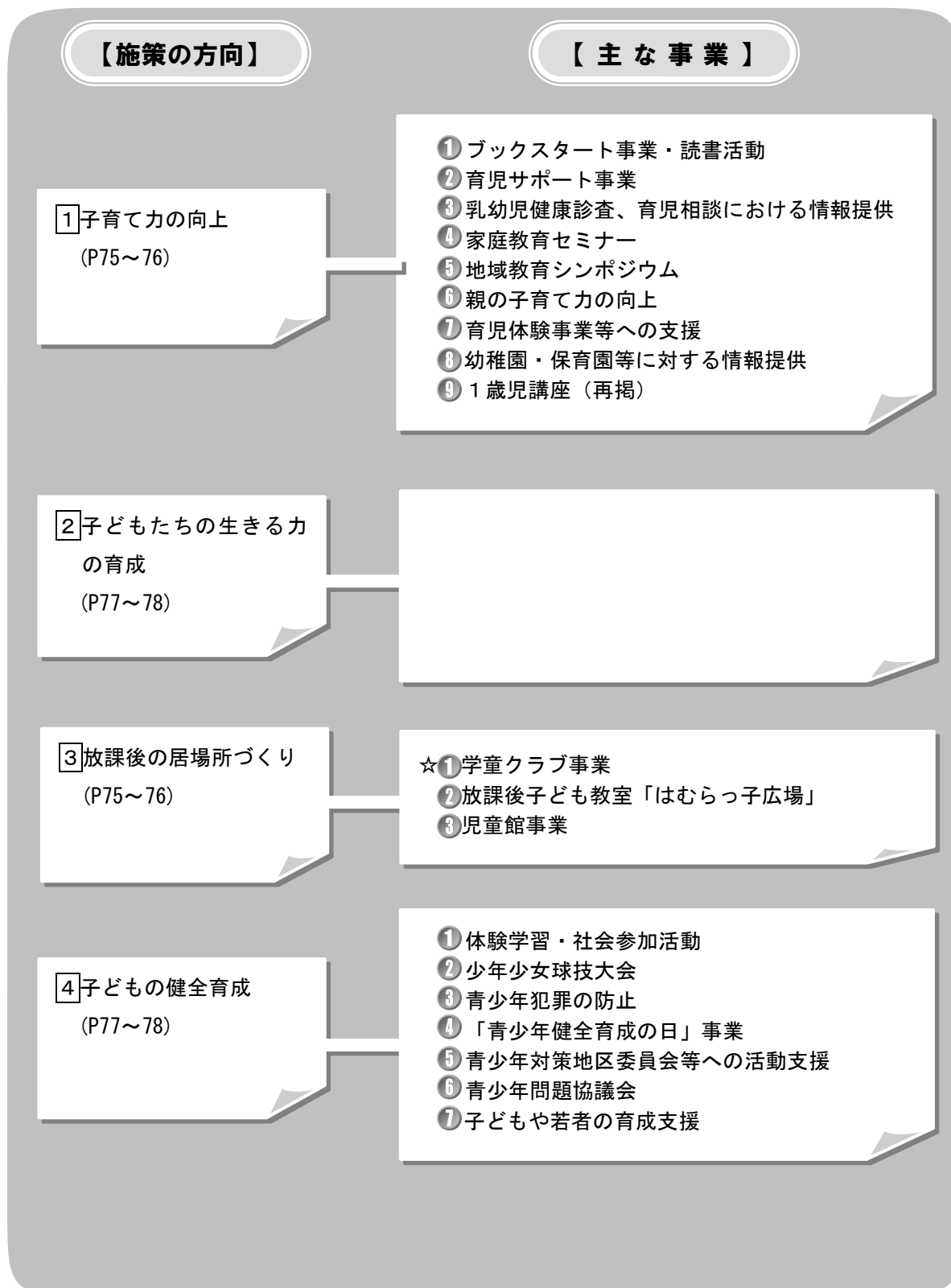
また、地域のつながりや異年齢間の交流を図るため、体験学習や地域の青少年育成団体等との連携による社会参加活動、球技大会等の開催、生涯学習センターゆとろぎを活用した青少年健全育成の日事業を実施し、子どもの健全育成に努めるとともに、青少年対策地区委員会等の活動を支援しています。

更に、親子のふれあいを深めるための事業や家庭教育セミナー、親の子育て力向上のための講座など、子どもたちにかかわる家庭や身近な地域の大人のために多様な学習機会を提供しています。

家庭や地域における養育力の低下が指摘されている中、共働き家庭の子どもを含め、全ての子どもを地域社会全体で見守り、育てる機能を果たすことが必要とされ、子どもや若者の育成を支援するための取組は、ますます重要となっています。

今後も、全ての子どもを対象として放課後や週末等に、地域の方々の協力を得て、子どもが自主的に参加し、自由に遊べ、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができ、安全・安心に過ごせる環境を整備していきます。また、家庭だけでなく地域の子育て力を高め、一人一人の子ども・若者の健やかな成長を支援していきます。

■施策の方向と主な事業



1 子育て力の向上

◇主な事業◇

① ブックスタート事業・読書活動

乳児健康診査時を「乳児が初めて絵本と出会う機会の場合」と位置付け絵本を配布します。また、BCG接種時に、絵本の読み聞かせを通じて親子のふれあいを深められるよう保護者向けに絵本の読み聞かせ指導、図書館の利用方法、絵本の紹介などを行い、読書活動の啓発を図ります。

なお、ひろば事業などの機会にも、絵本に関する情報提供・周知を図っていきます。

【担当課】	図書館	【関係課】	健康課
-------	-----	-------	-----

② 育児サポート事業

育児に不安を感じている乳児期の子どもを母親を対象に、育児や子どもとの関わり方・遊び方の紹介など、母親同士の話し合いによるグループ活動を実施します。

また、参加者同士の交流の場や仲間づくりの場として活用できるよう支援していきます。

【担当課】	健康課
-------	-----

③ 乳幼児健康診査、育児相談における情報提供

各種乳幼児健康診査や育児相談を通して、乳幼児期の子どもの成長にかかわる正しい知識や親の役割、家庭環境づくりなど育児に関する情報提供に努めます。

【担当課】	健康課
-------	-----

④ 家庭教育セミナー

家庭や地域の教育力の向上を図るため、各小中学校のPTAとの共催による家庭教育セミナーを開催します。

【担当課】	生涯学習総務課
-------	---------

⑤ 地域教育シンポジウム

子どもと大人の率直な意見交換の機会を通じて、地域ぐるみで子どもを育てていくため、教育委員会と青少年対策地区委員会や青少年育成委員会、小中学校PTA、小中学校副校長会等による実行委員会が共催して地域教育シンポジウムを開催します。

【担当課】	生涯学習総務課
-------	---------

6 親の子育て力の向上

子育て中の親に対し、子育てに関するスキルを養ったり、仲間づくりを通じて、親の子育て力の向上を図るため、講座等を開催します。

また、地域全体で親の子育て力向上に向けた取組を推進するため、保健・福祉・教育部門等と連携し、子育てに関する様々なテーマの講演会・講座等を開催します。

【担当課】	子育て相談課
-------	--------

7 育児体験事業等への支援

中学生や高校生等が幼稚園や保育園等における育児体験をする際に、実施場所の提供等の支援を行います。

【担当課】	子育て支援課
-------	--------

8 幼稚園・保育園等に対する情報提供

幼稚園・保育園等に対し、家庭における適切な親子関係の構築、しつけや教育など関係機関が行う研修会等の情報提供を行います。

【担当課】	子育て支援課
-------	--------

9 1歳児講座（再掲）

【担当課】	子育て相談課
-------	--------

2 子どもたちの生きる力の育成

◇主な事業◇

3 放課後の居場所づくり

◇主な事業◇

☆① 学童クラブ事業（量の見込みと確保方策はP●参照）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している子どもに対し、放課後等に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。開設後、長期間経過した施設については、順次、修繕等を行い、生活環境の向上に努めます。

原則として、利用の必要性の高い小学校低学年の子どもの利用を確保します。小学校高学年の子どもの利用については、公立学童クラブの施設整備や民間活力の導入、その他の放課後児童対策なども含めて検討し、計画期間内に確保していきます。

【担当課】	児童青少年課
-------	--------

② 放課後子ども教室「はむらっ子広場」

小学校の校庭や余裕教室等を活用して、放課後の子どもたちの安全な居場所を確保し、地域住民の参画を得て、学習・スポーツ・文化芸術活動や地域住民との交流活動等を行う放課後子ども教室を、小学校全校で実施します。

【担当課】	児童青少年課
-------	--------

③ 児童館事業

児童館では、安全で安心な遊びの場として、また、子育て支援の拠点として、子どもを心身ともに健やかに育成するため、大学との連携等による各種事業を充実するほか、施設や設備の改修を進めていきます。

また、事業の更なる充実を図るため、運営方法については、民間活力の導入なども含めて検討していきます。

【担当課】	児童青少年課
-------	--------

4 子どもの健全育成

◇主な事業◇

① 体験学習・社会参加活動

広い視野と社会性を持った子どもを育成するため、子ども体験塾や社会参加実践活動等を実施します。

【担当課】 児童青少年課

② 少年少女球技大会

心身ともに健やかな子どもたちを育て、地域における異年齢集団の活動を促進することを目的に、青少年対策地区連絡協議会と連携し、ソフトボール及びキックボールによる少年少女球技大会を実施します。

【担当課】 児童青少年課

③ 青少年犯罪の防止

子どもの健全育成や非行の未然防止を図るため、地域における育成活動や有害図書の追放、市内パトロールなどの環境浄化活動などに取り組んでいる青少年育成委員会活動を推進します。

【担当課】 児童青少年課

④ 「青少年健全育成の日」事業

関係機関や地域団体の協力を得ながら、地域における子どもの健全育成を促進するため、「青少年健全育成の日」事業の充実を図ります。

【担当課】 児童青少年課

⑤ 青少年対策地区委員会等への活動支援

子どもたちが豊かな人間性を身につけながら健全に成長できるよう、町内会・自治会育成部や青少年対策地区委員会等の活動を支援します。

【担当課】 児童青少年課

⑥ 青少年問題協議会

子どもの健全育成や子ども・若者が抱える問題等について、各種青少年関係機関・団体と連携を強化し、情報や問題意識の共有化を図ります。

【担当課】 児童青少年課

7 子どもや若者の育成支援

【担当課】	児童青少年課

【基本目標5】 配慮が必要な子ども・若者と子育て家庭への支援の充実

全ての子どもは、障害や疾病、家族状況などいかなる状況にあっても、健やかな育ちが等しく保障されなければなりません。

全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は毎年増加傾向にあり、児童虐待による死亡事例も高い水準で推移している状況にあります。

本市では、子ども家庭支援センターを中心に、児童虐待の未然防止、早期発見の強化に努めています。また、羽村市要保護児童対策地域協議会において、関係機関との連携強化、情報や認識の共有化を図っています。

児童虐待は、子どもの心身に深い傷を与え、健やかな成長や発達に大きな影響を及ぼすことから、未然防止、早期発見・対応を図るため、保健、医療、福祉、教育、警察等の関係機関を含めた地域全体で連携しながら、児童虐待防止に努める必要があります。

ひとり親家庭は、生活・経済的環境などを背景に、養育や子どもの教育・進学など様々な問題を抱えることが多くなっています。

本市では、母子・父子自立支援員を配置し、課題の解決に必要な支援や情報提供を行うとともに、生活支援、就労支援、手当の支給、医療費助成などを実施しています。

厳しい経済・雇用環境の中で安定した家庭生活が維持できるよう、子どもの貧困対策の観点も含め、児童福祉、母子保健、生活保護などの社会福祉、雇用、教育など多岐の分野にわたった支援が必要であることから、関係機関との協力・連携した取組が必要です。

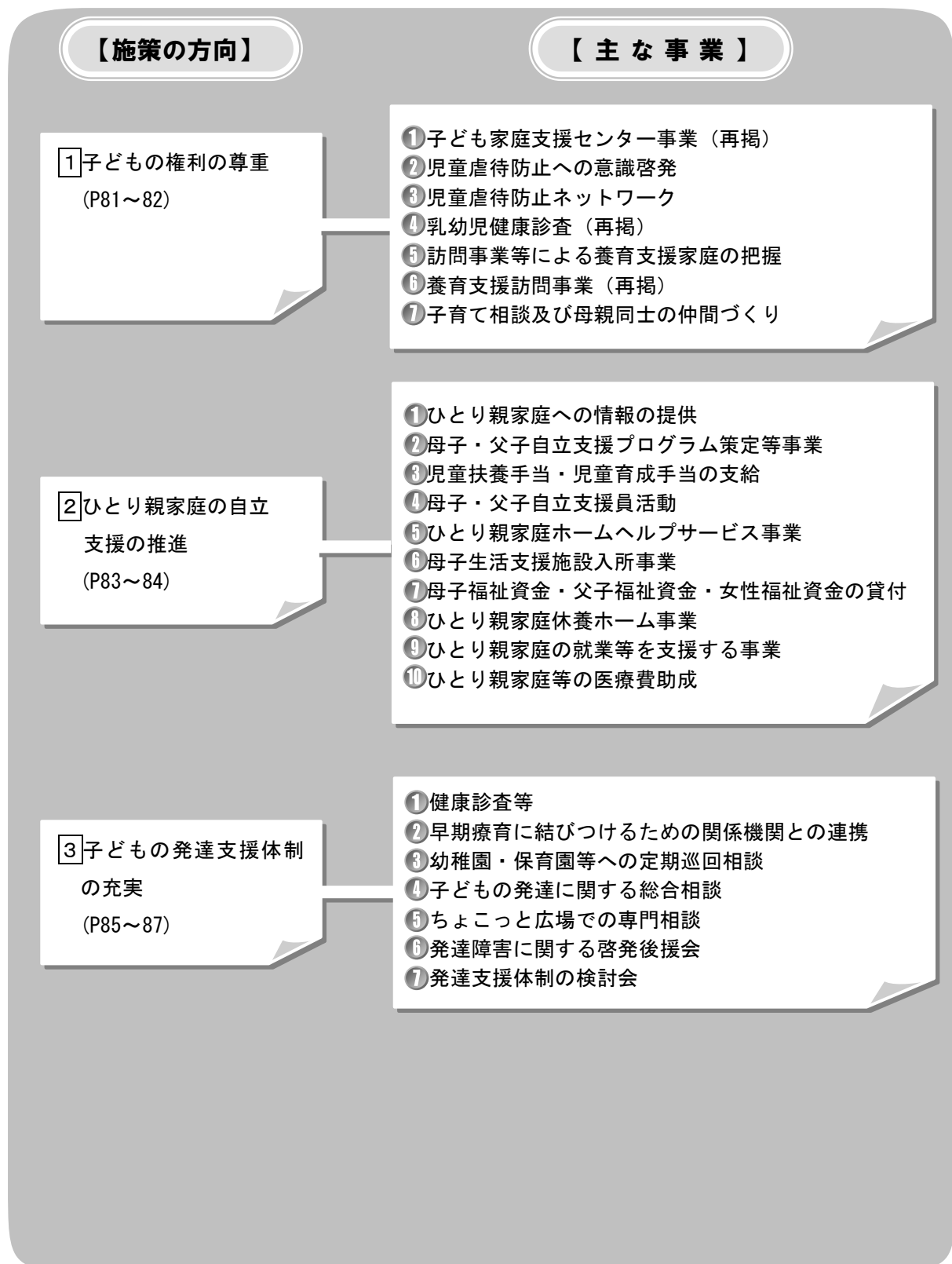
障害のある方に関しては、近年、各種法律や制度が大きく変化し、障害福祉サービスや人権擁護に関する法整備が進んでいます。

本市では、障害のある方が、ライフステージに応じた切れ目のない支援を受けられるよう、障害者施策の総合的な展開を図っています。障害などの早期発見・早期治療を図るため各種健康診査や相談、また、特別支援教育の推進、各種手当の支給・医療費助成などを実施しています。

障害などの早期発見・早期治療の推進を図るため、健康診査等を推進する必要があります。また、保健、医療、福祉、教育等の連携により、就学支援を含めた教育支援体制の一貫した支援が必要です。

支援が必要な子ども・若者の健全な育成を図るため、関係機関と連携を図りながら、きめ細かな福祉サービスの提供と教育環境の整備並びに自立支援に資する取組を推進します。

■施策の方向と主な事業



【施策の方向】

【主な事業】

4 障害のある子どもへの
支援の充実
(P85～87)

- ① 各種手当の支給
- ② 各種医療費の助成
- ③ 特別支援教育就学奨励費
- ④ 障害のある子どもの保育(再掲)
- ⑤ 日中一時支援事業「青い鳥」
- ⑥ 居宅介護等の障害福祉サービス及び児童福祉法に基づく障害児支援
- ⑦ 就学相談・転学相談
- ⑧ 関係機関との連携
- ⑨ 特別支援教育
- ⑩ 特別支援学級及び特別支援教室(拠点校・巡回校)
- ⑪ はばたきファイル(支援ファイル)

5 社会的自立に困難を有
する子ども・若者やそ
の家族への支援の充実
(P81～82)



1 子どもの権利の尊重

◇主な事業◇

① 子ども家庭支援センター事業（再掲）

市における子どもと家庭支援の中核機関として、子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じ、必要に応じて各種情報提供や関係機関と連携を取りながら支援するほか、児童虐待の未然防止・早期発見や適切な保護を図るなど、積極的な取組を行います。

また、子育て支援サークルの育成、サークル相互の交流と情報交換が図れる場の提供など、子どもが育つ環境の整備に努めます。

【担当課】	子育て相談課
-------	--------

② 児童虐待防止への意識啓発

児童虐待を防止するため、子どもと接する機会の多い関係機関に対して市が作成した「児童虐待防止マニュアル」を配布し、市民に対してはリーフレットの配布や、児童虐待防止運動のシンボルマークであるオレンジリボンを周知するなど、児童虐待防止への意識の啓発を図ります。

【担当課】	子育て相談課
-------	--------

③ 児童虐待防止ネットワーク

児童虐待の早期発見及び防止、また、子どもとその家庭を支援するため、個々のケースについて関係機関と連携して対応するとともに、有識者、保健・福祉・教育関係機関等からなる「羽村市要保護児童対策地域協議会」を定期的に開催し、情報や認識の共有化及び専門性と連携の強化を図ります。

【担当課】	子育て相談課
-------	--------

④ 乳幼児健康診査（再掲）

乳幼児の発育・発達の確認と疾病や異常の早期発見・早期治療を行うため3～4か月、6～7か月、9～10か月、1歳6か月、3歳児の健康診査を実施します。また、乳幼児健康診査の場を活用し、個別相談及び健康教育を行うとともに、児童虐待の発生予防の観点から、育児不安の大きい親や発達の遅れが心配される子ども等に対し、継続した支援を行っていきます。

【担当課】	健康課
-------	-----

5 訪問事業等による養育支援家庭の把握

<p>新生児訪問指導や乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）等を通じて、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、必要に応じて養育支援訪問事業等の適切な支援につなげることにより、児童虐待の発生予防に努めます。</p>			
【担当課】	子育て相談課	【関係課】	健康課

6 養育支援訪問事業（再掲）

<p>家族等から日中の家事や育児の支援が得られず、また、育児ストレスや心身の疾病、養育力の不足などにより不適切な養育状態にあるため、養育支援が必要と認められる家庭に支援を行う事業です。児童虐待の予防の観点からも専門的知識や経験を有する者が相談や指導を行うとともに、養育支援ヘルパーを派遣し、家事援助等の養育支援を行います。</p>	
【担当課】	子育て相談課

7 子育て相談及び母親同士の仲間づくり

<p>虐待に至る前に、子育てに関する不安の解消に向けた適切な支援を行うため、子ども家庭支援センター、地域子育て支援拠点、保健センターや教育相談室などと連携し、相談事業を実施します。</p> <p>また、母親学級・両親学級や離乳食教室等を通じて、子育て中の親が孤立せず、情報交換や仲間づくりができるよう支援します。</p>			
【担当課】	子育て相談課	【関係課】	健康課・教育支援課

2 ひとり親家庭の自立支援の推進

◇主な事業◇

1 ひとり親家庭への情報の提供

ひとり親家庭に関する各種の事業や情報を総合的に提供するため、「ひとり親福祉のしおり」を作成し、配布します。

【担当課】 子育て支援課

2 母子・父子自立支援プログラム策定等事業

プログラム策定員が個々の対象者の状況・ニーズに応じ、自立目標や支援内容等について自立支援プログラムを策定し、公共職業安定所等との連携を密にし、きめ細かで継続的な自立・就労支援を実施します。

【担当課】 子育て支援課

3 児童扶養手当・児童育成手当の支給

ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するとともに、児童福祉の増進を図り、生活の安定と自立を支援するため、手当を支給します。

【担当課】 子育て支援課

4 母子・父子自立支援員活動

ひとり親家庭の抱えている日常生活や就業での問題を把握し、その解決に向けて母子・父子自立支援員による必要な指導・助言及び情報提供を行い、ひとり親家庭の自立に向け、総合的な支援を図ります。

【担当課】 子育て支援課

5 ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業

義務教育終了前の子どもがいるひとり親家庭であって、就労、疾病や冠婚葬祭などのため、一時的に子育てが困難となった場合にホームヘルパーを派遣し、育児、食事の世話等、必要な支援を行います。

【担当課】 子育て支援課

6 母子生活支援施設入所事業

配偶者のいない女子、又はこれに準ずる事情にある女子で、子どもの養育が十分にできない場合、母子ともに施設に入所させて保護し、自立促進のための生活支援を行います。

【担当課】 子育て支援課

7 母子福祉資金・父子福祉資金・女性福祉資金の貸付

母子家庭・父子家庭の方や配偶者のいない女性の経済的自立と生活意欲の助長及び児童福祉の増進を図るため、事業開始資金、技能習得資金や生活資金などの必要な資金の貸付を行います。	
【担当課】	子育て支援課

8 ひとり親家庭休養ホーム事業

ひとり親家庭の家族が親子でくつろぎ、心身のリフレッシュを図ることを目的としたレクリエーション事業等を実施します。	
【担当課】	子育て支援課

9 ひとり親家庭の就業等を支援する事業

母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業として、一定の国家資格の取得等を目的に、養成機関において修業する際の生活支援として給付金を支給する高等職業訓練促進給付金等事業及び、教育訓練に関する講座を受講し、修了した際に受講料の一部を支給する自立支援教育訓練給付金事業を実施します。	
【担当課】	子育て支援課

10 ひとり親家庭等の医療費助成

ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するとともに、児童福祉の増進を図り、生活の安定と自立を支援するため、ひとり親家庭等を対象に医療費助成を行います。	
【担当課】	子育て支援課

3 子どもの発達支援体制の充実

◇主な事業◇

① 健康診査等

発育及び発達障害や疾病などの早期発見・早期治療を図るため、妊婦健康診査、各種乳幼児健康診査、保育園入所児童の健康診断及び小中学校児童・生徒の健康診断を実施します。

【担当課】	健康課	【関係課】	子育て支援課・子育て相談課・学校教育課
-------	-----	-------	---------------------

② 早期療育に結びつけるための関係機関との連携

各種乳幼児健康診査等で子どもの発育や発達に不安がある保護者に対し、専門医と連携し相談に応じるとともに、必要に応じて専門医療機関や福祉サービスの紹介を行います。

また、保護者の不安の軽減を図るため、保健センター、療育機関、障害福祉課、幼稚園、保育園など関係機関と連携し、子どもの発育を促すことができるよう支援します。

【担当課】	子育て相談課	【関係課】	健康課・障害福祉課・子育て支援課
-------	--------	-------	------------------

③ 幼稚園・保育園等への定期巡回相談

【担当課】	子育て相談課
-------	--------

④ 子どもの発達に関する総合相談

【担当課】	子育て相談課
-------	--------

⑤ ちょこっと広場での専門相談

【担当課】	子育て相談課
-------	--------

6 発達障害に関する啓発講演会

【担当課】	子育て相談課	【関係課】	子育て支援課・障害福祉課・学校教育課・教育支援課・教育相談室

7 発達支援体制の検討会

【担当課】	子育て相談課	【関係課】	子育て支援課・障害福祉課・学校教育課・教育支援課・教育相談室

4 障害のある子どもへの支援の充実

◇主な事業◇

1 各種手当の支給

障害のある子どもへの手当として、要件に応じて、「児童育成手当（障害手当）」、「特別児童扶養手当」、「障害児福祉手当」、「重度心身障害者手当」、「難病患者福祉手当」を支給します。

【担当課】	子育て支援課	【関係課】	障害福祉課
-------	--------	-------	-------

2 各種医療費の助成

障害のある子どもの医療費の助成として、要件に応じて、「自立支援医療費（育成医療・精神通院医療）」、「小児精神障害者入院医療費助成」、「小児慢性疾患医療費助成」、「心身障害者（児）医療費助成」、「難病医療費等助成」を実施します。

【担当課】	子育て支援課	【関係課】	障害福祉課
-------	--------	-------	-------

3 特別支援教育就学奨励費

保護者の経済的負担の軽減を図るため、特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者等に対し、所得に応じて、学用品費や校外活動などの就学に必要な経費を交付します。

【担当課】	教育支援課
-------	-------

4 障害のある子どもの保育（再掲）

障害のある子どもの保育にあたっては、保健センター、医療機関や療育機関等と連携し、集団保育の中で子どもの状況に応じた保育を実施します。

【担当課】	子育て支援課
-------	--------

5 日中一時支援事業「青い鳥」

心身に障害のある子どもに対して、施設への通所による集団生活への適応訓練や、自立に必要な日常生活基本動作の訓練等を行う障害児日中一時支援事業「青い鳥」を実施します。

【担当課】	障害福祉課
-------	-------

6 居宅介護等の障害福祉サービス及び児童福祉法に基づく障害児支援

<p>障害のある子どもが障害福祉サービス等や障害児通所支援等を利用する際に、幅広く自由に選択できるよう、各種サービス提供事業者の支援を推進します。</p> <p>また、在宅の障害のある子どもを介護している保護者などが疾病などにより介護が困難になった場合に、一時的に保護するショートステイ事業を行います。</p>	
【担当課】	障害福祉課

7 就学相談・転学相談

<p>子どもの心身の発達に不安や悩みを持つ保護者に対し、就学・転学に関する相談を実施します。</p>	
【担当課】	教育支援課

8 関係機関との連携

<p>市内の小中学校や特別支援学校、幼稚園、保育園、市内関係機関等との情報交換を進めるため、特別支援教育連絡協議会を開催し、特別支援教育に関する共通理解を深めるとともに、特別支援学校に通う子どもたちとの副籍交流事業等を進めていきます。</p>	
【担当課】	教育支援課

9 特別支援教育

<p>特別支援教育コーディネーターや特別支援教育支援員の配置等、校内体制の確立と特別支援教育研修会、講演会等を行い、特別支援教育に携わる教員の資質向上に努めます。</p> <p>また、巡回相談員等による情報収集や相談を通じ、児童・生徒の個々の状況に応じた対応を実施していきます。</p>			
【担当課】	教育支援課	【関係課】	学校教育課

10 特別支援学級及び特別支援教室（拠点校・巡回校）

<p>心身に障害がある子どもに対し、障害の程度に応じた適切な指導ができるよう教育環境の整備を図ります。</p> <p>また、発達のアンバランス、又は情緒面などに何らかの課題のある子どもに対し、社会性など苦手なことを克服するための指導や、学習の補充を行う特別支援教室（拠点校・巡回校）の整備、充実に努めます。</p>	
【担当課】	教育支援課

① はばたきファイル（支援ファイル）

子どもにかかわる必要な情報を記録し、就学前から就労まで関係する機関が連携を密にしながら、一貫した支援をつなげていくことを目的として、はばたきファイル（支援ファイル）を作成し、活用していきます。

【担当課】	教育支援課	【関係課】	学校教育課・健康課・障害福祉課・子育て支援課・児童青少年課・子育て相談課
--------------	-------	--------------	--------------------------------------

5 社会的自立に困難を有する子ども・若者やその家族への支援の充実

◇主な事業◇

【基本目標6】 仕事と生活の調和のための環境整備

国が作成した仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）レポート2018によると、短時間勤務を選択できる事業所の割合や年次有給休暇取得率、6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間、男性の育児休業取得率などは、多少の進捗は見られるものの、仕事と生活の調和推進のための行動指針に定めた2020年の目標値を大きく下回っています。

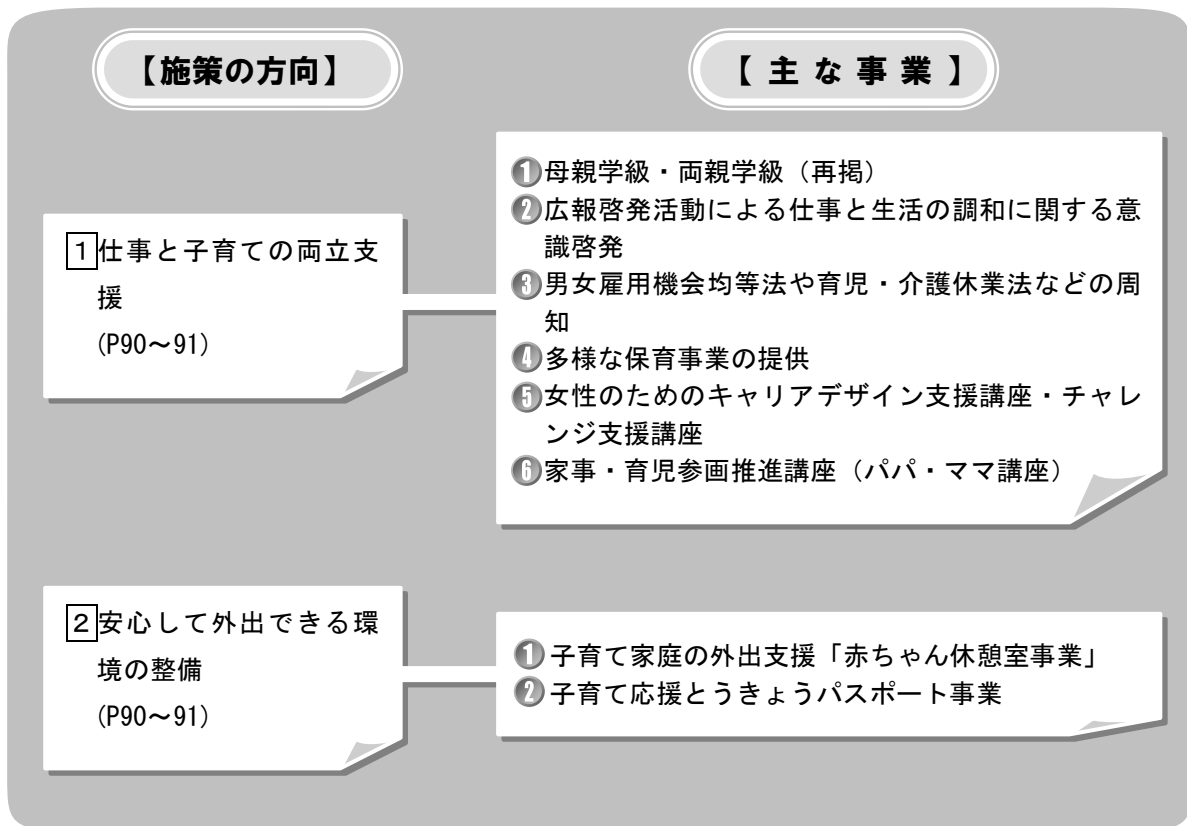
本市では、企業に対し仕事と生活の調和について情報提供を行うとともに、市民に対しては、広報紙等を通じて、男女が共に参加する子育てを促進していくための意識啓発や、男性に対してより一層子育てに対する自覚を持っていただくよう、母親学級や両親学級への男性の参加の促進に努めてきました。

市が実施したアンケート調査（「羽村市子ども・子育て支援事業計画に関する調査」平成30年10～11月）の就学前児童調査の結果では、育児休業を取得した割合は母親が25.1%、父親は1.1%となっています。育児休業を取得していない理由としては、母親の場合「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が20.7%で最も高く、父親の場合「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」、「仕事が忙しかった」がともに3割台で高くなっています。

仕事と生活の調和の実現のためには、社会全体の運動となるよう、広報、啓発活動による周知が必要とされています。

仕事と生活の調和についての理解が促進し、仕事と家庭の両立ができるよう、事業主や労働者、市民への広報、啓発に努めるとともに、多様な働き方に対応した子育て支援施策の充実を図ります。

■施策の方向と主な事業



1 仕事と子育ての両立支援

◇主な事業◇

1 母親学級・両親学級（再掲）

妊娠、出産、育児に主体的に臨むことができるよう正しい知識の習得機会を提供し、妊娠中の不安の解消を図るとともに、孤立しがちな母親同士が地域で情報交換や相談し合える仲間づくりの場としても活用できるよう支援していきます。

また、男性に育児についての学習や体験の機会を提供することにより、夫婦が協力して育児ができるよう男性の参加を促進します。

【担当課】	子育て相談課
-------	--------

2 広報啓発活動による仕事と生活の調和に関する意識啓発

仕事と生活の調和についての理解が進むよう、広報・啓発を充実します。

【担当課】	企画政策課	【関係課】	産業振興課
-------	-------	-------	-------

3 男女雇用機会均等法や育児・介護休業法などの周知

育児・介護休業法などについて、広報紙やパンフレット等を活用した普及啓発を行い、男性も女性も育児休業制度等が取得しやすい職場環境づくりに努めます。

また、子育てしやすい就労環境づくりに向け、商工会や事業主に対して理解と協力を求めます。

【担当課】	企画政策課	【関係課】	産業振興課
-------	-------	-------	-------

4 多様な保育事業の提供

【担当課】	子育て支援課	【関係課】	子育て相談課・児童青少年課
-------	--------	-------	---------------

5 女性のためのキャリアデザイン支援講座・チャレンジ支援講座

出産・育児等のために退職した女性が再就職できるよう、就職に有利となるような学習機会を提供します。

【担当課】	企画政策課	【関係課】	地域振興課・産業振興課
-------	-------	-------	-------------

6 家事・育児参画推進講座（パパ・ママ講座）

【担当課】	企画政策課・健康課・子育て相談課
-------	------------------

2 安心して外出できる環境の整備

◇主な事業◇

① 子育て家庭の外出支援「赤ちゃん休憩室事業」

【担当課】	子育て相談課

② 子育て応援とうきょうパスポート事業

【担当課】	子育て支援課	【関係課】	産業振興課



量の見込みと確保方策

第5章 量の見込みと確保方策

1 子どものための教育・保育

《保育の必要性の認定区分》

子ども・子育て支援新制度では、保護者の申請を受けた市町村が客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、教育・保育に要した費用の一部を保護者に給付する仕組みとなっています。

認定区分	対 象	利用できる施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上の就学前の子ども	幼稚園、認定こども園
2号認定※1 (保育認定※2)	満3歳以上の就学前の子どもで保護者の就労などにより保育を必要とする子ども	保育園、認定こども園
3号認定 (保育認定※2)	満3歳未満で保護者の就労などにより保育を必要とする子ども	保育園、認定こども園、地域型保育事業※3

※1 2号認定に該当する方でも、保護者の希望により幼稚園を利用することは可能です。

※2 保育認定は、就労時間等により保育標準時間（最長11時間）と保育短時間（最長8時間）に区分されます。

※3 地域型保育事業とは、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業をいいます。

《量の見込みと確保方策》

区 分		令和2年度				令和3年度					
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育希望 ※1	左記以外	0歳	1-2歳		教育希望 ※1	左記以外	0歳	1-2歳
量の見込み		393人	59人	858人	117人	500人	377人	57人	850人	120人	502人
確保方策	幼稚園・保育園 認定こども園	1,598人		789人	117人	456人	1,598人		789人	117人	456人
	地域型保育事業	—		—	2人	10人	—		—	2人	10人
	認証保育所等	—		32人	8人	25人	—		32人	8人	25人
	合 計	1,598人		821人	127人	491人	1,598人		821人	127人	491人

区 分		令和4年度				令和5年度					
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育希望 ※1	左記以外	0歳	1-2歳		教育希望 ※1	左記以外	0歳	1-2歳
量の見込み		359人	54人	832人	123人	504人	339人	51人	808人	127人	503人
確保方策	幼稚園・保育園 認定こども園	1,598人		789人	117人	456人	1,598人		789人	117人	456人
	地域型保育事業	—		—	2人	10人	—		—	2人	10人
	認証保育所等	—		32人	8人	25人	—		32人	8人	25人
	合 計	1,598人		821人	127人	491人	1,598人		821人	127人	491人

区 分		令和6年度				
		1号	2号		3号	
			教育希望 ※1	左記以外	0歳	1-2歳
量の見込み		330人	50人	807人	130人	503人
確保方策	幼稚園・保育園 認定こども園	1,598人		789人	117人	456人
	地域型保育事業	—		—	2人	10人
	認証保育所等	—		32人	8人	25人
	合 計	1,598人		821人	127人	491人

※1 共働き世帯など2号認定を受ける要件を満たしているが、保護者の希望により1号認定の子どもが利用する幼稚園、認定こども園を利用する子どもの人数です。これに係る量の見込みに対応するものは、1号認定の確保方策として記載しました。

2 地域子ども・子育て支援事業

①利用者支援事業（P●）

《量の見込みと確保方策》

○基本型・特定型

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
確保方策	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

○母子保健型

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
確保方策	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

②時間外保育事業（延長保育事業）（P●）

《量の見込みと確保方策》

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	751人	761人	771人	781人	791人
確保方策	751人	761人	771人	781人	791人

③放課後健全育成事業（学童クラブ事業）（P●）

《量の見込みと確保方策》

（単位：人）

区 分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年
量の見込み	585	123	565	120	559	115	554	111	541	106
確保方策	708		685		674		665		647	

④子育て短期支援事業(乳幼児ショートステイ事業) (P●)

《量の見込みと確保方策》

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	139人日/年	139人日/年	139人日/年	139人日/年	139人日/年
確保方策	139人日/年	139人日/年	139人日/年	139人日/年	139人日/年

⑤乳児家庭全戸訪問事業・新生児訪問指導 (P●)

《量の見込みと確保方策》

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	335人日/年	325人日/年	316人日/年	308人日/年	301人日/年
確保方策	実施体制：保健師8人、助産師8人（非常勤含む） 実施機関：子育て相談課（保健師・助産師）、健康課（保健師）				

⑥養育支援訪問事業 (P●)

《量の見込みと確保方策》

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	45人	45人	45人	45人	45人
確保方策	実施体制：子ども家庭支援センター職員、委託先ヘルパー 実施機関：子ども家庭支援センター				

⑦地域子育て支援拠点事業 (P●)

《量の見込みと確保方策》

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	4,957人回/年	4,888人回/年	4,820人回/年	4,753人回/年	4,687人回/年
確保方策	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所

⑧一時預かり事業（P●）

ア 幼稚園型

《量の見込みと確保方策》

（単位：人日/年）

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1号認定による利用	5,267	5,052	4,811	4,543	4,422
	2号認定による利用	10,786	10,420	9,872	9,323	9,140
確保方策		16,053	15,472	14,683	13,866	13,562

イ 上記アの幼稚園型以外く

《量の見込みと確保方策》

（単位：人日/年）

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		2,034	1,968	1,898	1,821	1,775
確保方策	一時預かり事業 （在園児対象型を除く）	1,932	1,866	1,796	1,719	1,673
	ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業を除く）	102	102	102	102	102

⑨病児保育事業（病児・病後児保育事業）（P●）

《量の見込みと確保方策》

○病後児保育

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	73 人日/年	73 人日/年	73 人日/年	73 人日/年	73 人日/年
確保方策	73 人日/年	73 人日/年	73 人日/年	73 人日/年	73 人日/年

○病児保育

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	244 人日/年	244 人日/年	244 人日/年	244 人日/年	244 人日/年
確保方策	244 人日/年	244 人日/年	244 人日/年	244 人日/年	244 人日/年

⑩子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) (P●)

《量の見込みと確保方策》

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	254人日/年	254人日/年	254人日/年	254人日/年	254人日/年
確保方策	254人日/年	254人日/年	254人日/年	254人日/年	254人日/年

⑪妊婦健康診査 (P●)

《量の見込みと確保方策》

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人数(人)	352	342	332	324	317
	健診回数(回)	4,154	4,036	3,918	3,823	3,741
確保方策		実施場所：医療機関及び助産所 実施体制：東京都内の契約医療機関（市が配布した受診票） 契約医療機関以外及び助産所（償還払いによる公費負担） 検査項目：市が定める妊婦健康診査に係る検査項目 実施時期：通年（妊娠初期から分娩まで）				



計画の推進

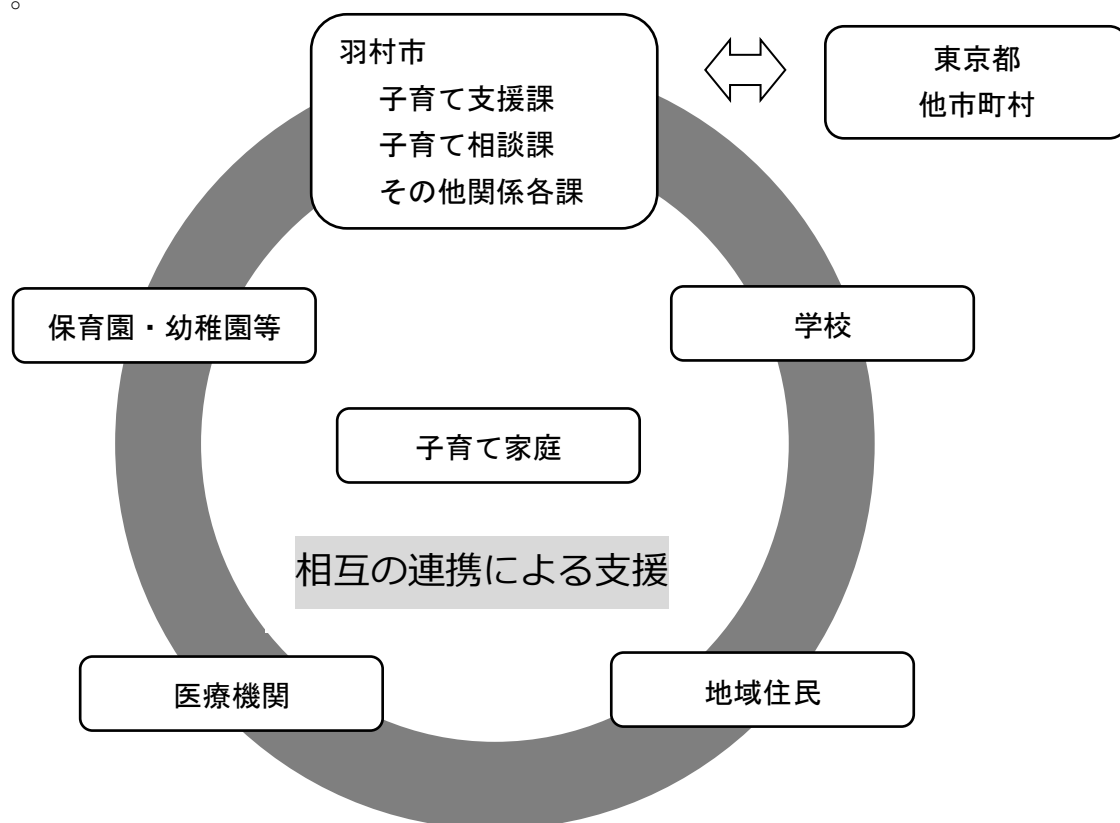
第6章 計画の推進

1 計画の推進

(1) 関係機関等との連携

本計画の理念を具現化し、施策を展開していくためには、行政だけでなく、家庭、教育・保育事業者、学校、地域、企業等が連携して取り組む必要があります。

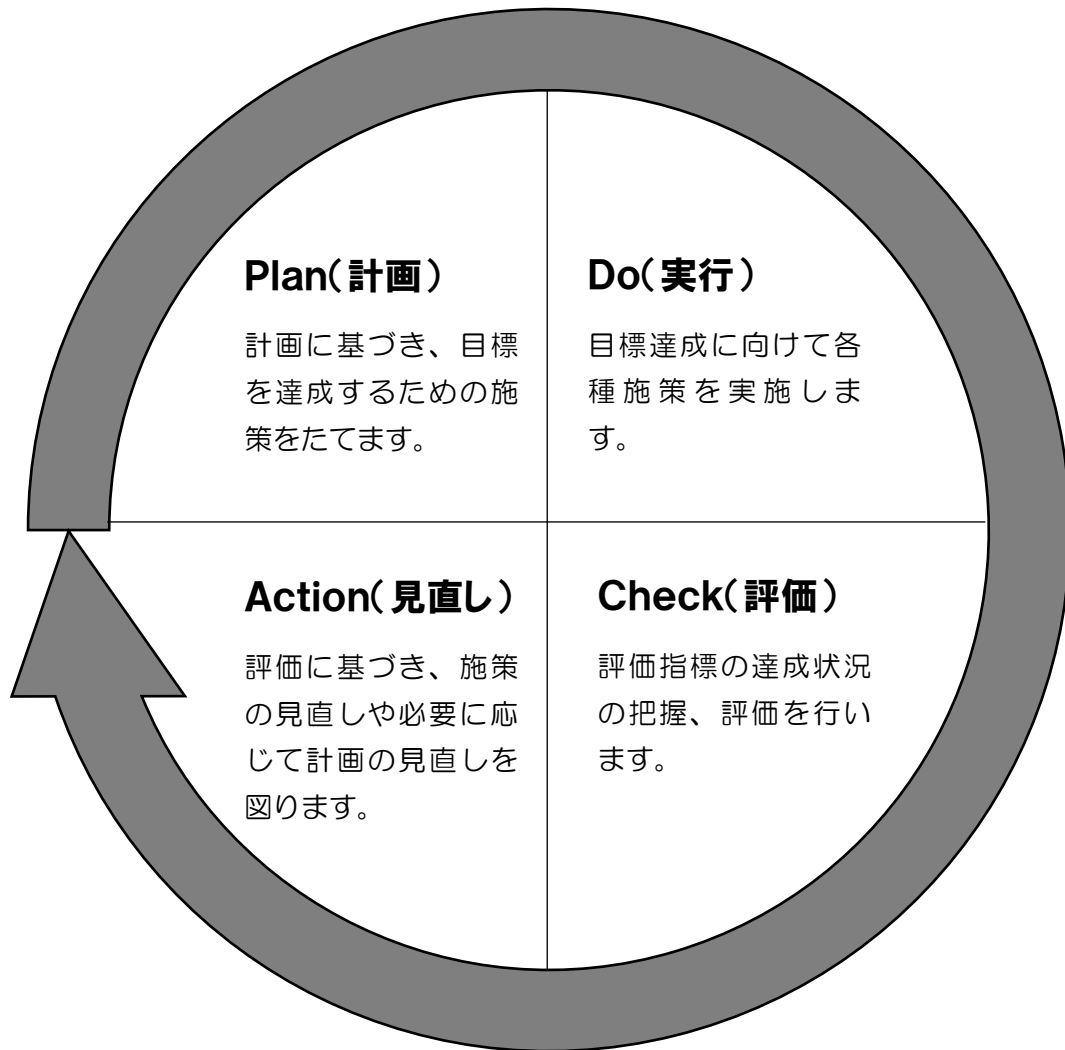
関係機関等それぞれが、役割を果たし、相互の連携が図られるよう、積極的にかかわるとともに、東京都や他の市町村とも連携し、子ども・子育て支援を総合的に推進していきます。



(2) 計画事業の実施状況の点検及び評価

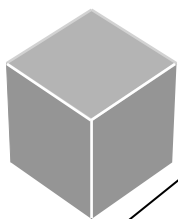
本計画の着実な推進に向けて、毎年度、計画に掲げた施策の実施状況について点検・評価し、その結果を公表します。

評価結果や羽村市子ども・子育て会議の意見を考慮し、必要に応じて見直しを行い、各事業の改善等につなげていきます。



(3) 量の見込みと確保方策の見直し

子ども・子育て支援新制度において市町村が実施することとされている事業は、子ども・子育て支援法で、量の見込みと確保方策を定めることとされています。本市では、量の見込みと確保方策を定める必要のある事業について、子ども・子育て会議の意見を参考にし、毎年度、量の見込みと確保方策を見直すこととしています。



資料編

1 第1期計画の教育・保育事業の量の実績と確保の実績

(1) 子どものための教育・保育

《第1期計画期間中の実績》

区 分	平成27年度					平成28年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		教育希望 ※1	左記以外	0歳	1-2歳		教育希望 ※1	左記以外	0歳	1-2歳
量の実績	553人	82人	818人	89人	469人	500人	75人	807人	95人	475人
確保の実績	幼稚園・保育園 認定こども園	1,640人	804人	108人	425人	1,640人	816人	111人	447人	
	地域型保育事業	—	—	3人	12人	—	—	3人	12人	
	認証保育所等	—	44人	11人	40人	—	29人	8人	28人	
	合 計	1,640人	848人	122人	477人	1,640人	845人	122人	487人	

区 分	平成29年度					平成30年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		教育希望 ※1	左記以外	0歳	1-2歳		教育希望 ※1	左記以外	0歳	1-2歳
量の実績	448人	67人	816人	110人	466人	430人	64人	847人	104人	520人
確保の実績	幼稚園・保育園 認定こども園	1,640人	799人	114人	453人	1,607人	782人	114人	453人	
	地域型保育事業	—	—	3人	12人	—	—	3人	12人	
	認証保育所等	—	29人	8人	28人	—	29人	8人	28人	
	合 計	1,640人	828人	125人	493人	1,607人	811人	125人	493人	

区 分	平成31年度				
	1号	2号		3号	
		教育希望 ※1	左記以外	0歳	1-2歳
量の実績	402人	60人	843人	110人	513人
確保の実績	幼稚園・保育園 認定こども園	1,598人	789人	117人	456人
	地域型保育事業	—	—	2人	10人
	認証保育所等	—	32人	8人	25人
	合 計	1,598人	821人	127人	491人

※1 共働き世帯など2号認定を受ける要件を満たしているが、保護者の希望により1号認定の子どもが利用する幼稚園、認定こども園を利用する子どもの人数です。これに係る量の実績に対応するものは、1号認定の確保の実績として記載しました。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

①利用者支援事業（P●）

○基本型・特定型

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の実績	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
確保の実績	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

※平成31年度の数值は、平成30年度の点検・評価の結果算出した推計値

○母子保健型

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の実績	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
確保の実績	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

※平成31年度の数值は、平成30年度の点検・評価の結果算出した推計値

②時間外保育事業（延長保育事業）（P●）

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の実績	672人	704人	715人	731人	741人
確保の実績	672人	704人	715人	731人	741人

※平成31年度の数值は、平成30年度の点検・評価の結果算出した推計値

③放課後健全育成事業（学童クラブ事業）（P●）

（単位：人）

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年
量の実績	601	1	646	2	641	3	621	5	606	5
確保の実績	607	1	634	2	653	3	656	5	656	5

※平成31年度の数值は、平成30年度の点検・評価の結果算出した推計値

④子育て短期支援事業（乳幼児ショートステイ事業）（P●）

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の実績	253人日/年	194人日/年	113人日/年	110人日/年	139人日/年
確保の実績	253人日/年	194人日/年	113人日/年	110人日/年	139人日/年

※平成31年度の数值は、平成30年度の点検・評価の結果算出した推計値

⑤乳児家庭全戸訪問事業・新生児訪問指導（P●）

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の実績	322人日/年	359人日/年	362人日/年	324人日/年	326人日/年
確保の実績	実施体制：保健師8人、助産師8人（非常勤含む） 実施機関：子育て相談課（保健師・助産師）、健康課（保健師）				

※平成31年度の数值は、平成30年度の点検・評価の結果算出した推計値

⑥養育支援訪問事業（P●）

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の実績	28人	28人	47人	45人	45人
確保の実績	実施体制：子ども家庭支援センター職員、委託先ヘルパー 実施機関：子ども家庭支援センター				

※平成31年度の数值は、平成30年度の点検・評価の結果算出した推計値

⑦地域子育て支援拠点事業（P●）

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の実績	4,874人回/年	4,712人回/年	5,887人回/年	5,027人回/年	5,027人回/年
確保の実績	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所

※平成31年度の数值は、平成30年度の点検・評価の結果算出した推計値

⑧一時預かり事業（P●）

ア 幼稚園において在園児を対象とした一時預かり事業

（単位：人日/年）

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の実績	1号認定による利用	7,130	6,160	6,507	6,010	6,010
	2号認定による利用	14,476	12,506	13,211	12,201	12,201
確保の実績		21,606	18,666	19,718	18,211	18,211

※平成31年度の数值は、平成30年度の点検・評価の結果算出した推計値

イ 上記アの在園児対象型を除く

（単位：人日/年）

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の実績		3,445	2,835	2,267	2,307	2,245
確保の実績	一時預かり事業 （在園児対象型を除く）	3,405	2,691	2,207	2,145	2,145
	ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業を除く）	40	144	60	162	100

※平成31年度の数值は、平成30年度の点検・評価の結果算出した推計値

⑨病児保育事業（病児・病後児保育事業）（P●）

○病後児保育

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の実績	27人日/年	32人日/年	73人日/年	73人日/年	73人日/年
確保の実績	27人日/年	32人日/年	73人日/年	73人日/年	73人日/年

※平成31年度の数值は、平成30年度の点検・評価の結果算出した推計値

○病児保育

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の実績	—	171人日/年	257人日/年	231人日/年	244人日/年
確保の実績	—	171人日/年	257人日/年	231人日/年	244人日/年

※平成31年度の数值は、平成30年度の点検・評価の結果算出した推計値

⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（P●）

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の実績	299人日/年	241人日/年	220人日/年	257人日/年	254人日/年
確保の実績	299人日/年	241人日/年	220人日/年	257人日/年	254人日/年

※平成31年度の数值は、平成30年度の点検・評価の結果算出した推計値

⑪妊婦健康診査（P●）

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の実績	人数（人）	444	405	383	377	371
	健診回数（回）	5,109	4,867	4,626	4,369	4,497
確保の実績		実施場所：医療機関及び助産所 実施体制：東京都内の契約医療機関（市が配布した受診票） 契約医療機関以外及び助産所（償還払いによる公費負担） 検査項目：市が定める妊婦健康診査に係る検査項目 実施時期：通年（妊娠初期から分娩まで）				

※平成31年度の数值は、平成30年度の点検・評価の結果算出した推計値